

2026 年度予算編成にあたっての

要 望 書

2025 年 12 月

日本共産党神戸市会議員団

目 次

各 局 要 望 ----- 2

危機管理局	-----	2
企画調整局	-----	4
地域協働局	-----	5
行政財政局	-----	6
文化スポーツ局	-----	9
福祉局	-----	12
健康局	-----	17
こども家庭局	-----	21
環境局	-----	24
経済観光局	-----	27
建設局	-----	30
都市局	-----	32
建築局	-----	34
港湾局	-----	36
消防局	-----	38
消水道局	-----	40
交通局	-----	41
教育委員会	-----	43
選挙管理委員会	-----	46

各 区 要 望 ----- 47

東灘区	-----	47
灘区	-----	50
中央区	-----	54
兵庫区	-----	57
長田区	-----	60
北須磨区	-----	62
須磨区	-----	66
垂水区	-----	71
西区	-----	75

神戸市長 久元 喜造 様

2025年12月
日本共産党神戸市会議員団
団長 森本 真

2026年度予算編成についての 要 望 書

今、市民の暮らしあは長引く物価高騰、上がらない賃金や年金、教育・医療など社会保障の負担増で、大変苦しくなっています。その原因は、アベノミクスによる円安に起因する物価高騰、非正規化による雇用破壊、消費税増税、年金の引下げや社会保障改悪など、歴代自民党政権の政治が、日本経済を土台から脆く弱いものにしてしまったからです。

こうした実態を目の当たりにしながら、神戸市は、まちづくりを成長戦略や稼げる都市にゆがめた国の政策に付き従う都心・駅前の大型開発に偏重し、バス路線や病院・公共施設の統廃合をはじめ郊外の切捨て施策を進めています。また、市民の暮らしが大変な中、水道料金・市バス運賃の値上げを強行し、住民税の超過課税の継続、国民健康保険料の独自減免の廃止や介護保険料の引上げなど受益者負担を押しつけています。このもとで、神戸市は150万人を下回るなど予想を上回る人口減が進行しています。

先の神戸市長選挙においても、市民が求めることとして一番目に「物価高対策」、二番目に「子育て支援」がのぼったことからも、神戸市としてあらゆる方策を講じて、市内雇用の正規化と賃上げ、地域の雇用・経済を支えてきた中小事業者や市民の生活支援、子育てや教育の負担の軽減をはかっています。

また、阪神・淡路大震災をはじめとした災害の教訓を生かし、市民の命と安全を守るために、専門職をはじめとした職員体制の強化、地域にねぎした防災拠点の整備、避難所の居住環境改善や備蓄の確保など、「想定外」にも対応できる体制をつくることが求められています。

さらに、神戸市が気候・食料危機の打開に取り組むことは、市民の命を守り地球規模での責任を果たすだけでなく、新しい需要と雇用を生み出し、地域の循環型経済の発展を進めるなど、持続可能な神戸経済に転換するうえでも大切なカギになります。

日本共産党神戸市会議員団は、神戸市が住民福祉の増進をはかるという自治体の基本的な役割を果たす市政運営を進めるために、2026年度予算編成にあたり、次のような基本姿勢でのぞんでいただこうに要望します。

第1に、市民の賃金引上げ促進と中小業者の営業を応援し、公的責任を後退させる「行革」路線を改め、公務労働の正規化・待遇改善を行うこと。

第2に、新自由主義的な受益者負担の押し付けをやめ、社会保障を拡充し、子育て・教育・医療・介護など市民負担を軽減すること。

第3に、公共施設やバス路線・病院の統廃合を中止し、身近な公共サービスを維持・発展させること。

第4に、投機的で外需頼みの大型開発路線を改め、住民本位の公共投資と地域振興に転換すること。

第5に、震災の教訓や国際基準に合致した災害対応力の強化、気候危機打開、エネルギーと食料自給率向上、ジェンダー平等の実現に積極的に取り組み、平和・人権・民主主義を擁護し発展させること。

このような観点から具体的な項目について、以下要望します。ぜひ、予算案に反映していただきたいと願います。

—各局要望—

危機管理局

1. 自然災害だけでなく市民生活を脅かす様々な「危機」に公的な責任をもって対応するため、各部署に適切な職員の増員とスキルアップを進めること。
2. 津波対策として、避難ビルを増やすことや企業参加の避難訓練など、総合的な対策をとること。
南海トラフ巨大地震の津波の威力等の広報を強めること。
3. 集中豪雨や台風災害対策を地域の特性に応じて再検討し、必要な安全対策と施設整備をすること。
防災意識の向上に資する啓発を行うこと。
4. 原発事故の発生に備え、水への汚染も想定した防災計画・避難計画を立てること。
5. コンビナート地域の防災・安全対策について、危機管理局の責任において対策を強化するため事業者、労働者、住民を交えた協議会をつくること。
6. 暴力団事務所対策は、訴訟費用等の支援は、訴える方の経済状況に関わらず行うこと。暴力団抗争から市民を守るため、他局・団体と連携を強化すること。
7. 「国民保護計画」で、戦争協力につながるような具体化、訓練は行わないこと。防災訓練への米軍参加はさせないこと。
8. 新型コロナウイルス禍で課題があきらかになった、不足した消防職員の増員や病床の確保を強く求めるなど、今後の対策にいかすこと。
9. 兵庫県が進める交番の再編に反対すること。通学路の安全確保に必要な信号機など、兵庫県に求めること。また、県が対策を取らない場合の安全確保につとめること。
10. 超高層ビルの建設など、災害の危険を無視した開発行為の規制など、経済効率最優先でなく防災を重視したまちづくりを進めること。
11. 防災や復旧に関する計画の作成や修正、防災情報の観測・伝達など、防災に関する人員体制を充実すること。その際、障がい者や高齢者など要援護者、女性や性的マイノリティーの人たちを含めた人権に配慮した対策ができる体制づくりを進めること。
12. 避難所での感染症対策を徹底し、避難者の間隔確保や、マスクや消毒液の準備など各避難所でのマニュアルを作り、対応にあたること。
13. 避難所の備蓄品目、空調整備、畳床の提供、簡易ベッド・パーテーションの設置、着替え、入浴設備、トイレの設置など健康や衛生環境に配慮した対応を講じ、スフィア基準を満たすこと。自主避難者と避難指示（緊急）避難者は、備蓄の提供は同じようにすること。

14. 避難所での男女別トイレ（ジェンダーフリートイレ）や女性専用の更衣室の設置、避難所や仮設住宅などでの性暴力の防止、生理用品など女性・妊産婦に必要な物資や物品の提供などジェンダー平等にもとづく支援を進めること。
15. 災害警戒区域内にある避難所の安全対策を強めること。
16. 災害時避難にあたっては車での避難を認めること。駐車場の利用や費用負担など避難者を支援する対策を講じること。また小学校は駐車場を開放すること。
17. 避難所や福祉避難所において、障がい者・特殊病態や高齢者・新生児・乳児・小児・妊産婦などの対応を想定し、備蓄や必要備品を充実、バリアフリー化を進めること。
18. 陸の防災拠点として指定されていた王子公園の土地売却の撤回を求めるこ。

企 画 調 整 局

1. 次期・総合基本計画の策定にあたっては「神戸空港の国際化や都心三宮の再整備」など大型開発偏重ではなく、住民本位のまちづくりの方針づくりとして各区幅広い住民参加で実施すること。
2. 都心三宮とウォーターフロント再開発や主要駅前再整備、大阪湾岸道路など既に着手している事業を凍結し、中止を含めた再検討をすること。
3. 神戸空港の「国際化」に対して新たな投資・事業は中止すること。
4. 正規雇用の増加と安定、子育て世帯支援の強化等、人口増対策を積極的に進めること。
5. インナー地域の活性化のため、若年・子育て世帯の呼び込みにつながる賃貸住宅補助などのインセンティブ策や、地下鉄海岸線の乗客増対策をとること。
6. 国が推進する成長産業に特化した支援を見直し、物価高騰の影響を受けているすべての中小企業支援に転換すること。
7. 医療産業都市及びスパコンへの過大投資や優遇を中止し、理化学研究所などの土地取得費も含め必要な費用負担は国に求めるこ。
8. P P P、P F I の推進をやめること。
9. 「国・地方の役割分担論」による乱暴な自治体の再編は、大震災など日本全体で取り組む課題にこたえることはできない。「特別自治市」や道州制には反対すること。
10. スマートシティの推進など国のD X戦略に則ったデジタル化推進計画を中止すること。
11. マイナンバーカードの取得、利用の強制をしないこと。
12. 健康保険証について、紙の保険証も使えるように国に働きかけること。
13. 外郭団体のあり方を市民参加で全面的に見直すこと。外郭団体への幹部職員の天下りは禁止すること。
14. 教育委員会の独立性を担保するために、教育行政支援課は廃止すること。
15. 神戸市立外国語大学・高等専門学校の入学金・学費・授業料を無償とすること。
16. 高等専門学校は、教育委員会の所管に戻し、独立行政法人ではなく直営にすること。
17. 幅広く市民意見を聞き、施策に反映させること。住民投票条例を制定すること。

地 域 協 動 局

区役所・住民サービスについて

1. 区役所・出張所・支所での正規職員を増やし、区役所の取り扱い業務や時間の拡大など充実すること。開発団地などに、出張所や臨時窓口を開設すること。
2. 総合窓口をこれ以上設置せず、導入効果を検証すること。長田・西区役所の市民課・国民年金課の民間委託をやめ、区役所窓口業務のアウトソーシング、電話窓口のコールセンター一本化、郵送・電子申請業務の外部委託は行わないこと。
3. 地域交流センターの統廃合は中止すること。エレベーターのない地域交流センターに順次エレベーターを設置すること。

多文化共生・男女共同参画とジェンダー平等推進について

4. 定住外国人等への日常生活や通訳支援、日本語教室、各種案内を充実すること。
5. あらゆる政策にジェンダーの視点を貫く「ジェンダー主流化」を進めること。
6. 男女の賃金格差解消のため、市内企業の実態把握を行うこと。男女別平均賃金の公表、格差是正計画の策定を求めるこ。
7. 痴漢、性暴力の根絶に取り組むこと。痴漢被害の実態調査を行い、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や、加害者更生に取り組むこと。
8. 性的マイノリティー・L G B T Qに関する人権啓発活動を強めること。
9. 生理の貧困対策として、公共施設・学校等のすべての女子トイレへの生理用品の設置を行うこと。
10. 困難女性への支援基本計画策定にあたっては、DV、ひとり親だけでなく、60歳以下の困難女性の公営住宅入居を認めるなど支援策を拡充すること。また支援団体への助成など具体的方策を講じること。

消費者行政について

11. 統一協会はじめ靈感商法の被害相談窓口を設置し、被害者の実態把握と救済に取り組むこと。
12. 化学物質過敏症や香害の相談窓口を設置し、被害実態の広報と、クリーンスペース設置など対策啓発にとめること。相談者からよせられた原因物（香料・柔軟剤など）への規制も含め、業界団体や洗剤メーカーに改善を働きかけること。

行 財 政 局

行政方針について

1. 「行財政改革 2025」など、市民サービスの削減や、公的責任の後退につながる民間活力導入、職員削減を前提とした行財政改革は中止すること。
2. 職員削減はやめ、必要な部署には原則正規職員の人員増を行うこと。
3. 6000人を超える会計年度任用職員などの非正規公務員で正規への移行を望む職員の正規化に取り組むこと。

税財政について

4. 住民税均等割の超過課税は中止すること。
5. 公営企業会計への必要な繰り出しを行い、上下水道料金、市バス・地下鉄運賃を引き下げるここと。独立採算性はやめること。
6. 消費税の引き下げを国に求めること。
7. 市税等の徴収は、「納税の猶予」の申請用紙を窓口に置き、十分な制度説明を行うこと。「換価の猶予」は納税者の意思を尊重し、適用や分割納入など柔軟な対応を行うこと。
8. 「最小の経費で最大の効果を上げるため比較的高額な案件を優先し、早期の差し押さえを中心とした整理を行う。滞納相談には応じるが、こちらから交渉を求める必要はない」とする、市税滞納整理方針は今すぐ改めること。分納相談等は、テレビ電話ではなく、区役所窓口体制を復活し、丁寧に行うこと。
9. 盛岡市や野洲市が実施しているような多重債務者からの相談を生活再建につなげる体制をつくること。
10. 地方交付税について、交付額引き上げや大都市特有の財政状況を反映できる仕組みづくりを国に求めること。

公共施設等について

11. 削減ありきの公共施設等総合管理計画は見直し、住民不在の統廃合は行わないこと。
12. 三宮再開発に伴う施設再編計画は撤回すること。市役所2号館跡地への民間施設の誘致はやめ役所機能を維持・向上させること。
13. 市の遊休地・未利用地については、市民の声を聞き、福祉・教育分野等に最大限有効活用すること。売却を原則としたやり方は改めること。

契約・入札制度について

14. 市が発注する官公需において、質の確保とともに、そこに従事する人たちの生活を守るための誓約書の提出を義務付けることにとどまらず、公契約条例を制定すること。
15. 官公需の発注にあたっては、地元中小企業に優先発注や分離分割発注をさらに進めること。またダンピング入札を防止する対策をとること。
16. 各局に小修繕（緊急以外）の「小規模事業所登録制度」をつくること。適正価格での発注や新規事業者が参入できるよう対策を進め、区役所に受付窓口を設置すること。
17. 談合など企業犯罪に対しては、指名停止処分期間の延長や契約の取り消しなど、厳正な対処を行うこと。落札率が異常に高い場合、談合の有無を詳しく調査すること。
18. 神戸市の公共事業を受注している企業への、市の幹部職員の天下りを禁止すること。
19. インボイス制度を利用しない事業者とこれまで通り契約・入札参加を保証すること。
20. 単価契約であっても、季節変動を伴わない年度一括購入などで、条例で指定する金額を超える場合などは、総価契約と同様に議会に上程すること。
21. 工事の不調・不落を防ぐと導入された見積活用方式については、見積価格の妥当性に問題があり、受注者の談合のリスクもあるのでやめること。

若年層の雇用対策について

22. 若年層の実質賃金引き上げのため、市内企業に対して正規雇用への切り替えを求める。労働者を使い捨てにするような働きかせ方の根絶に向けて対策を行うこと。
23. 高校生の就職難解消について、教育委員会だけが関わるのでなく、全市的に取り組み、就職率の向上につとめること。

憲法順守・平和行政について

24. 憲法擁護の企画に対しては「後援を拒否」することなく積極的な支援を行うこと。市として、憲法記念日に憲法擁護の記念行事を行うこと。
25. 「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づいて実施されている非核証明書の提出を義務づける措置をいかなる状況でも厳守することを明確にすること。
26. 神戸市の「非核平和都市に関する決議」「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」をホームページの掲載だけでなく、公共施設にも掲示すること。

27. 平和首長会議参加都市として、政府に核兵器禁止条約締結を求める。平和行政を担当する窓口を設置すること。常設の平和記念館をつくること。
28. 自衛隊への個人情報の提供は行わないこと。

職員の待遇改善について

29. 長時間過密労働を解消するためにも、正規職員を増やすこと。
30. 公務職場におけるいじめやハラスメントなどについて、事実関係を調査の上、被害者の人権を守りながら二次被害につながらないよう対策を徹底すること。ハラスメント防止へ、恒常的な取り組みとなるよう職員間で問題意識を共有し、組織的な取り組みとして強化すること。
31. 一般職員の給与体系に、能力給制度は取り入れないこと。また、管理職による人事評価制度は廃止すること。
32. 管理職・意思決定の場に女性を増やすこと。クオーター制の導入も検討すること。
33. 市職員の障がい者雇用率の達成にあたっては正規職員を基本に速やかに満たすこと。障がい者基本法で障がい者の範疇となった難病患者について、障がい者対象の職員採用選考に難病患者の特別枠をもうけること。

文化スポーツ局

文化芸術の振興について

1. 文化・芸術を人間が生きる糧として大切に守り、発展させるという視点に立ち、神戸市の文化関連予算を抜本的に増やすこと。特に、以下の点を強化すること。
 - ① 幅広い団体・個人が持続的に活動できるような助成制度を確立すること。
 - ② 市内の文化施設の改善を進めるための専門家を養成すること。そのもとで、必要な施設改修や舞台機能の高度化への支援を進めること。
 - ③ 年間一定以上の事業を行っている施設は、劇場とみなし固定資産税の減免をはかるなど、積極的な支援を行うこと。
 - ④ 文化活動、NPOやサークル、鑑賞団体などの活動が発展するように、ホールや展示場所、けいこ場の利用料の低減のための支援を行うこと。
 - ⑤ 文化・芸術活動の現場で、パワハラやセクハラが大きな問題となっている。相談窓口の設置や講習の支援、この分野でのガイドラインの作成を進めること。
 - ⑥ フランスの「カルチャーパス」などを参考に、若い世代が芸術に触れる多様な機会を保障すること。
2. 神戸文化ホールは移転しないこと。
3. 新しい文化ホールの整備にあたっては、市民や利用者の声や地域の要望をよくつかみ、既存の計画にも反映させること。
4. 文化関係者から要望が強い、演劇専門ホール・音楽専門ホールの整備を進めること。

美術館・博物館・図書館について

5. 文化財を観光などに「活用」し、「文化財で稼ぐ」という姿勢ではなく、美術館・博物館・図書館は「表現の自由」を土台として市民に鑑賞機会を提供する姿勢に立つこと。
6. コレクションの購入や修復、適切な保管場所の確保などに必要な予算を組むこと。
7. 司書、学芸員など正規職員として専門家の身分を保障し、専門家としての力量を発揮できるようにすること。
8. 図書館及び博物館は、教育委員会の所管に戻し、指定管理者をやめて直営で運営すること。
9. 図書購入費を増額し、各図書館の蔵書を充実させること。
10. 図書館協議会に、市民の公募委員を入れること。地域の図書館にも協議会を設置すること。

スポーツの振興について

11. 現在のニーズに対して不十分なスポーツ施設を減らすことなく、増設・充実すること。
12. 施設利用料の引き下げやスポーツ指導員を配置すること。
13. 利用者や団体の声を行政に反映させる姿勢に立つこと。
14. 障がい者が利用できるようスポーツ施設のバリアフリー化をさらに広げるとともに、器具などの充実を行うこと。指導者・ガイド・介助者の配置を行うこと。
15. スポーツ界での暴力やパワハラ、セクハラをなくすために、スポーツ団体や選手・指導者の自主的な取り組み、学ぶ活動を支援すること。
16. スポーツ界には男女格差が存在する。トイレや更衣室の改善などの対応を進めること。
17. L G B T Q、障がい者のスポーツ参加がまだ十分でない状況を踏まえ、施設の改善とともに社会的な理解を広げる努力を進めること。
18. 学校施設を地域スポーツ活動の重要な拠点と位置づけ、利用する住民の声を大切にし、器具の充実、シャワーや夜間照明の整備、スポーツ指導員の配置をはかること。
19. 市民体育館へのエアコン設置を進めること。
20. 各区に低利用料で徒歩圏内で利用できる市民プールをつくること。

福祉局

市民福祉の向上について

- 各種福祉医療制度の所得制限をなくし、窓口負担もなくすること。
- 国の生活保護費の削減によって生じる各種の助成制度のサービス低下については、現行水準を守ること。
- 介護及び障がい者施設をはじめ、社会福祉施設の監査・指導体制を強化すること。
- 福祉の人材を確保するため、福祉現場の職員の処遇の改善、賃金引上げ等、労働条件の改善が進むよう、民間社会福祉事業助成の拡充など、必要な支援策を強化するとともに、国にも対策の強化を求ること。
- 食材料費や光熱費等が高騰する中、高齢者・障がい者・救護施設や、配食サービス事業に対し、水光熱費や食材料費等の物価上昇分に相当する助成金を支給すること。
- 同性パートナーシップ制度（「神戸市ライフパートナー制度」）の実施にあたって、家族や子どもについても対象者の願いにかなった要綱を作成すること。「市からの定期連絡」は行わないこと。関係部局と調整し、行政サービスの適用を大幅に拡充すること。
- 生活保護を受給することはできないが、物価高騰によって生活が著しく困窮する市民への給付、貸付の制度を創設すること。
- 社会福祉法人が安定した事業所の運営ができるように、国に対し支援の強化を求ること。
- 原則として「3.5キロ、100時間以内」での被ばく者を原爆症と認め、医療特別手当を支給し、各種手当を引き上げることを、国・県に働きかけること。
- 高齢化する成人の引きこもりについて、相談や支援体制を強めること。
- 公共施設に生理用品を設置するよう各局と連携すること。
- 動物愛護条例を制定し、動物愛護計画をつくり実施すること。地域猫の取り組みなど、しあわせの村愛護センターを拠点とした相談体制の確立などにつとめること。
- ヤングケアラーについては相談窓口を中心に教育委員会（スクールソーシャルワーカー）やこども家庭局など部局横断的に対応できる体制をつくり、啓発を強めること。
- 災害時要援護者の個別避難計画の作成の推進とともに、支援ニーズの把握につとめ、国際基準（スフィア基準）への適合もふくめ、避難者の実態にみあった避難所の改善、支援策の拡充、備蓄の改善につとめること。
- しあわせの村の理念をゆがめる民間導入や施設の廃止・統廃合は行わないこと。

高齢者福祉について

16. 加齢性難聴による補聴器購入の補助を行うこと。国・県にも公的支援を求めるこ
17. 敬老優待乗車制度は無料に戻すこと。また、みなと観光はじめ民間バス路線、神戸電鉄をはじめ民間鉄道についても利用できるようにすること。
18. 地域包括支援センターの体制を強化するために、人的配置を増やすなど必要な財政的支援を拡充すること。
19. 介護サービスから除外される高齢者に市独自の施策を充実すること。寝具洗濯乾燥・訪問理美容サービス、介護・日常生活用具給付など、支援を拡充すること。
20. はり・きゅう・マッサージ施術料助成を、1施術1,000円の割引券4枚送付に戻すこと。利用回数を12回にするとともに、年齢を65歳に引き下げるこ
21. 「神戸市敬老祝い金」を復活すること。

介護保険制度について

22. 特別養護老人ホームなどの待機者を解消するため、施設の整備計画をつくること。
23. 保険料が高すぎる。払える保険料に引き下げるこ
24. 利用料の減免制度を創設し、負担が重いため介護サービスが受けられない事態にならないよう対策を講じること。費用については、国に求めるとともに、神戸市独自での実施も検討すること。
25. 介護度が実態よりも低く認定される事例が続いている。実態に即した認定となるよう改善すること。
26. 介護職の人たちが安心して働き続けるために、介護報酬を引き上げるよう、国に強く求めること。また神戸市独自に、法人に対して援助制度を拡充すること。
27. 保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。給付制限しないよう国に要望すること。
28. 要介護者に対し、「障害者控除・特別障害者控除」認定を適用すること。また「障害者控除証明書」を申請制度ではなく交付制度とすること。
29. 社会福祉減免について、社会福祉法人の過度の負担とならないよう市独自の援助策をつくること。
30. 認知症対応強化型地域包括センターを各区につくること。
31. 認知症やMC I（軽度認知症）と診断された方への対応等を拡充させること。また診断の有無に関わらず事故を起こした本人が認知症である場合は補償の対象とすること。
32. 「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に伴う、市独自の個人市民税超過課税はやめること。

後期高齢者医療保険制度について

33. 年齢で差別する後期高齢者医療制度の廃止とともに、窓口負担増の撤回を国に求め、保険料の特例軽減策を市独自でも講じること。
34. 保険料の滞納者に対し、資格証の発行や保険証の取り上げ、窓口の負担増、厳しい内容の督促状の発行などは行わないこと。

国民健康保険事業について

35. 一般会計からの法定外繰り入れを行い、高すぎる保険料を引き下げる。市独自控除の段階的廃止をやめ継続すること。さらに、子どもの均等割り軽減・免除や医療費、社会保険料控除を追加すること。生活実態に見合った保険料となるよう、減免制度を拡充すること。
36. 誰もが安心して医療が受けられるよう、資格確認書（特別療養）等の交付は中止し、マイナ保険証の有無によらず、全員に正規の保険証・資格確認書を交付すること。
37. 窓口での一部負担金の減免制度を周知徹底するとともに、改善・拡充すること。全員に配布される「国保のしおり」の冊子を大きくして読みやすくすること。
38. 新型コロナ対応に限定せず、常設の傷病手当を創設すること。
39. 滞納者への分納相談にあたっては、被保険者の生活実態に見合った少額返済の対応をすること。滞納者については、これまでどおり区役所の窓口で納付相談を行うこと。延滞金徴収は行わないこと。払えない人への差し押さえはしないこと。
40. 「最小の経費で最大の効果を上げるため比較的高額な案件を優先し、早期の差し押さえを中心とした整理を行う。滞納相談には応じるが、こちらから交渉を求める必要はない」とする、市税滞納整理方針は今すぐ改めること。
41. 保険料の大幅値上げに導く都道府県化による保険料水準の統一化を実施させないこと。
42. 生活困窮などで保険料を滞納している世帯に対する、保険給付（高額療養費・葬祭費等）の差し止めはやめること。
43. 高額療養費の自己負担限度額の引き上げの中止とともに、長期間の治療を必要とする患者の負担軽減（月単位ではなく年間医療費総額を勘案するなど）をはかること。

生活保護行政について

44. 生活保護の決定は「法定期限」を守り、遅れる場合は申請者に書面できちんと連絡すること。また、生活保護適正化対策班はただちに廃止すること。
45. 相談者の申請権を侵すことのないよう、申請書を窓口カウンターなど市民や相談者の目につくところに常に置いておくこと。
46. 相談者のプライバシーを尊重し、個室での相談・申請を受け付けること。

47. 受給者の人権擁護のため職員の研修を強め、就労指導は人権と実情を尊重して、強要にならないよう配慮すること。また、役所に出向いた場合は交通費を支給すること。
48. クーラー設置を希望する世帯に費用を補助すること。灯油など暖房費への補助をすること。国に対して扶助費として増額を求めるとともに、市単独で上乗せすること。
49. 最高裁判決を踏まえ、生活保護減額による全ての被害者への全額補償と直接の謝罪、住宅扶助費を含めた扶助費の引き上げ、高齢加算などの復活を国に求めること。また、国の改善待ちにせず、神戸市単独で削減分を補填すること。
50. 神戸市単独事業として実施していた生活保護世帯への福祉乗車証（福祉バス）の支給、上下水道基本料金の減免、夏期・冬期見舞金を復活させること。
51. 事務専任者や就労支援員を配置してもケースワーカーの訪問数は減少させないこと。生活保護の相談、申請が増大していることから、ケースワーカー・相談員を増やすこと。また、ケースワーカーの担当数を上限 80 ケースに戻し、日常的に丁寧に被保護者の生活援助と自立促進にあたること。
52. 政令指定都市市長会などで要望している生活保護受給者への医療費負担導入の要望は撤回すること。
53. 老朽化している更生援護相談所、更生センターを改修・改装して、直営を維持すること。また、プライバシーの確保や食事など、入所者の待遇を改善すること。
54. 生活保護は国民の権利である。自身に生活保護受給資格があることをわかりやすく説明した「生活保護のあらまし」を編集し、被保護世帯が利用しやすいように改善すること。

住宅確保支援・ホームレス対策について

55. 住宅入居に必要な敷金や不動産業者への経費の貸付など、ホームレス生活から居宅生活に早期に移行できるよう支援制度をつくること。
56. 女性のホームレス対策として、緊急に受け入れられる神戸市の施設をつくること。

ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進について

57. 市内のすべての鉄道駅舎にエレベーター・エスカレーターを設置するために整備計画を障がい者やベビーカー利用者など利用当事者の声をよく聞いたうえでつくり、推進すること。オストメイトトイレを増設するよう求めること。
58. すべての鉄道の駅に、身体障がい者用乗降スペースを計画的に設置すること。
59. 鉄道駅ホームの安全柵（ホームドア・可動式ホーム柵）設置を計画的に進めること。駅舎の安全確保のため、必ず駅員を配置するように、鉄道会社に求めること。
60. バリアフリー基本構想を改定し、重点整備地区を広げること。

障がい者(児)施策について

61. 福祉バスの交付対象の縮小、所得制限、有料化などはせず、対象交通機関の拡大を進めること。また、紛失時などの再発行は速やかに行うこと。なお、ＩＣカード化による視覚障がい者等への配慮を検討すること。ＩＣカード紛失・破損時は仮の無料バスを直ちに発行すること。
62. 重度障害者医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。
63. 障害者総合支援法は廃止し、障がい者の求める障害者総合福祉法を制定するよう国に求めるこ
64. 自立支援医療は窓口負担をなくすこと。
65. 障害福祉サービスの利用者負担の軽減を行うこと。
66. 重度障害者福祉年金の復活とともに、重度心身障害者介護手当の支給要件を改悪前に戻すこと。
67. 介護保険の対象になる障がい者には、障害福祉サービス量を下回らないサービスを確保し、低所得者の利用料は無料とすること。また、機械的画一的に介護保険利用を強要しないこと。
68. 全行政区に障がい児のショートステイ施設を設置すること。
69. 障がいを持つ人々の働く場の確保につとめること。一般就労後は、定期的に訪問などの支援を行うこと。障がい者が自立して暮らせる賃金体系をもつ福祉就労事業を拡大すること。
70. 社会参加への必要な支援・補助制度を拡充すること。グループホーム、ケアホーム等、障がい者が住み慣れた地域で暮らせる入所・通所施設を神戸市独自に助成制度も拡充し大幅に早急に増設すること。また、国に対しても施設建設にかかる国庫補助の増額を強く求めること。
71. 障がい者を対象とした家賃補助制度を創設し、グループホームや集合住宅等に安心して暮らせるように支援すること。
72. 障がい者スポーツに対する支援策を強化し、啓発を強めること。
73. ガイドヘルパーの利用条件を緩和すること。移動支援・同行援護の支給量の上限を撤廃すること。入院時や、通所・通学も利用できるようにすること。
74. 駐車場料金の減免を市外の障がい者にも適用すること。
75. 障がい者の移動支援のため、ガソリン代補助は、タクシー補助や福祉バスとの選択制ではなく、上乗せ制度とすること。公共交通料金の補助の引き上げを、国及び関係機関に働きかけること。
76. 発達障害者支援センターの体制を拡充し、障害者地域対策センターの助成金を増設すること。
77. 日常生活用具費支給事業運営検討会議の開催の頻度を増やし、専門家（医師）や行政担当者が、利用者である障がい当事者の聴聞の機会をつくり、支給制度のさらなる拡充につとめること。
78. 暗所視支援眼鏡MW10の認定価格を198,000円から395,000円以上に引き上げること。
79. 障害者地域生活支援拠点を利用者や実施主体の意見を十分きいて機能を維持・充実すること。

健 康 局

医療費負担の軽減について

1. 医療費の窓口負担軽減を国・県に働きかけるとともに、市独自でも医療費助成制度を拡充すること。
2. 75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担を無料にすること。
3. 老人医療費助成は、申請制度から交付制度に改めること。さらに、高額医療費の申請による償還払いをやめること。対象者を増やし、窓口負担を軽減すること。
4. 無料低額診療を市民病院群でも実施すること。また、実施する医療機関を増やす努力を行うとともに、広報につとめること。神戸市独自の制度として薬局（薬剤）に無料低額診療と同様の施策を実施すること。
5. 幼児歯科健康診査を親子歯科健康診査制度とし、フッ化物塗布も全員無料にすること。

医療体制の充実について

6. 物価高騰で苦しむ医療機関の維持・存続のために、国に対して患者負担を増やさないように診療報酬の引き上げや支援制度の創設を求めるとともに、物価高騰の影響を受ける市内医療機関等に対し、安定的な医療サービスの提供を支援する補助金など、市独自の支援制度をつくること。
7. 救急・搬送体制の整備を進めるとともに、地域で足りない救急病床を増床すること。そのために救急・救命体制の予算2倍化を国に求めること。
8. 医療従事者は非常に過酷な環境で対応している。継続的な医療環境を維持するために必要な人員や資材を確保すること。思い切った医師・看護師確保策をとること。
9. 国がおしつける病院統廃合計画に反対すること。
10. 小児科・産科の救急医療、病床確保への公的支援を拡充すること。
11. 災害時に各区の拠点病院となる災害対応病院が全区で配置されたが、現地で存続されるよう支援を拡充すること。
12. 済生会兵庫県病院と三田市民病院との統廃合をやめること。済生会兵庫県病院が今の場所で存続できるよう、必要な支援をすること。新三田市民病院（仮称）の建設候補地や土地費用負担に関わる協議内容や経緯を、市民に明らかにすること。
13. 六甲病院は、東灘区への移転ではなく、現地・灘区で、今の診療体制を存続できるよう支援すること。
14. 徳洲会病院の医療安全体制が確実に確認できるまで、拙速な新病院の建設推進は行わないこと。

市民病院群について

15. 市民病院群の差額ベッド代は徴収しないこと。
16. 中央市民病院は、標準医療を確実に実施する理念を堅持すること。
17. 市民病院については、独立行政法人ではなく直営に戻すこと。
18. 非紹介患者初診料や分娩介助料を値下げすること。国の診療報酬改定に伴う市民病院等への非紹介者の負担増については、市として当面補填すること。
19. 西神戸医療センターの小児救急は24時間体制に戻すこと。
20. 神戸アイセンター病院は、治療の確立していないIPS、先端医療は行わないこと。
21. 各市民病院駐車場の料金を下げること。
22. 職員のサービス残業を是正し、職員を増員すること。
23. 診断書をはじめ、文書料の改定による市民負担増は中止すること。

健診事業・予防接種について

24. おたふくかぜ、ロタウイルスなどのワクチン接種助成を行うこと。
25. 高齢者の特定健康診査にがんのセット健診を安価で加え、前立腺がん検診にも助成を行うこと。
がん検診の未受診者への個別勧奨を行うこと。
26. 近隣市と比べ、割高なインフルエンザ予防接種費用の軽減や無料化のため、補助は拡充すること。
27. 肝炎ウイルス健診の個別勧奨を実施すること。

難病患者対策について

28. 難病対象となる特定疾患をさらに拡大とともに、医療費の自己負担の廃止を国に強く求めるこ
29. 指定難病・小児慢性指定疾病の申請時に必要な診断書料については、市が助成すること。
30. 神戸市の難病患者の実態を正確に把握し、実態に即した支援を行うこと。また、震災時などの大規模災害に対して、支援できるシステムを構築すること。
31. 小児慢性特定疾患の治療経験者に対する治療費助成を国に求めていくとともに、18歳を超えても市独自で継続すること。

保健・衛生施策について

32. 保健センターではなく、各区に保健所を設置し、公衆衛生医師の配置と感染症専任保健師を復活し検査体制を整備するとともに、大幅に保健師を増員すること。
33. 市民に安全な医療を提供するため、市として医療監視体制を強化し、医師・職員の勤務実態を正しくつかみ、長時間労働やサービス残業等を是正させること。
34. 衛生監視事務所を元の5か所に戻すこと。
35. 地域の医療機関だけでなく、医療センター中央市民病院と西神戸医療センターに、健診部（健診センター）を設置し、希望者に対して特定健診やガン検診を行うこと。
36. 犬・猫の殺処分をやめ、広報や里親制度を強めること。避妊手術に全額助成し、NPOへの助成も強めること。飼い主へのマナーの向上がはかられるよう啓発すること。
37. 公費によるハチの巣駆除を復活すること。
38. 化学物質過敏症の啓発をつよめるとともに、消費者センターや教育委員会とも連携し被害の実態をつかみ、マイクロカプセルなど原因となる化学物質を含む商品製造企業や業界に働きかけすること。
39. 神戸市がん患者アピアランスサポート事業で入浴着など助成対象の拡充をすること。入浴着使用について入浴施設への啓発と研修を兵庫県と協力して行うこと。

感染症対策について

40. 新型コロナウイルス感染症は、感染者数・死亡者数の多さ、後遺症の深刻さなどからも、引き続き警戒が必要である。あらたな感染状況に応じて、保健所および保健センターは、非常事態でも通常業務が継続できるよう、さらに人員を増強すること。
41. 感染拡大時の対応ができるよう、感染症対応の病床を増やすこと。
42. 医療機関、介護施設、福祉施設など、リスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者に対し、必要なウイルス検査等を行うこと。
43. 新型コロナウイルス感染症の対応で、財政負担がかかる病院への財政的補償を十分行うこと。
44. コロナ後遺症が長期に長引くケースが増えている。市民病院に後遺症に対応する外来を設置すること。
45. ワクチン接種の自己負担額を引き下げるここと。
46. ワクチン接種の副反応についても、原因の徹底究明、症状との因果関係の認定に至らなかった事例も含め、市独自の支援を行うこと。

その他

47. 看護大学の法人化をやめ、直営に戻すこと。
48. 看護大学の入学金を廃止し、授業料を無償にすること。
49. 看護大学の老朽化対策を進め、必要な運営交付金を計上すること。
50. 看護大学の購買部・カフェテリアの営業時間を拡大すること。
51. P F A S の健康被害を懸念する住民に対し、環境局と連携し健康影響調査を実施すること。
52. 舞子墓園、ひよどり墓園のトイレ清掃管理、必要な整備をすること。

こども家庭局

子育て支援の充実について

1. こども医療費を所得制限なしで高校まで速やかに完全無料化すること。
2. 母子等福祉パスを父子世帯まで広げて復活し、世帯を構成する人数分を交付すること。
3. 妊娠期から母子の健康を一貫して把握し、産後ケアの強化や支援できる体制をつくること。
4. 一般不妊治療への助成制度の充実や、妊産婦検診及び出産一時金の助成を増やし、妊娠・出産時の負担を軽減すること。
5. 保育所や児童館など児童福祉施設の感染症拡大に対応した支援を強めること。
6. 子どもの権利条例を制定し、意思決定の場への子どもの参加を保障すること。パンフレット等を作成配布するなど、保護者や地域にも子どもの権利条約の浸透をはかること。
7. 高校生通学定期の無料化は、市外高校に通う生徒も無料とすること。補助期間上限3年や通学日数上限12日を撤廃し、すべての通信制、4年生定時制に通う生徒の通学費も無料にすること。
8. 小中学生においても通学費等の無料・助成制度を創設すること。
9. 水光熱費や食材料費が高騰する中、保育や児童養護施設、こども食堂の運営団体へ、水光熱費や食材料費の物価上昇分に相当する額を支援すること。

障がい児対策について

10. 新生児の「1ヶ月検診」を公費負担として受診率をあげ、障がいなどの早期発見を進めること。
11. 発達障害相談窓口、こども家庭センター及び療育センターの人員体制を強化し、拡大するニーズに応えるとともに、相談・診断待機の解消につとめること。
12. 障がいなど困難を抱えた子どもへの保育を充実するため、公立保育所を計画的に整備すること。

虐待及びDV対策の強化について

13. こども家庭センターに児童福祉司・児童心理士を正規職員で配置し人員体制を充実すること。一時保護所で、看護師がいない時間をなくすとともに、教員を直営配置するなど、保育士も含め人員体制を強化すること。
14. 児童相談所は人口50万人に最低1か所程度が必要とされる国基準にてらし、こども家庭センターを3か所以上に拡充すること。

15. 子どもの貧困や虐待が深刻化している。市民を直接支援する区役所が「子ども家庭総合支援拠点」としての役割を果たせるよう専門的な技能を持つ職員（心理担当支援員等）を配置するなど人員体制を強化すること。こども家庭センターはじめ各部署・区役所が連携を強化し、情報の共有化、実態把握につとめること。
16. D V被害者からの相談受付は24時間で対応すること。被害根絶のため「D V加害者」の更生対策を進めること。デートD V対策も講じること。
17. 日本版D B Sの創設を盛り込んだ「こども性暴力防止法案」が施行されようとしている。子どもの権利条約や包括的性教育の取り組みを強め、関係施設職員に対しての専門的知見に基づいた研修とともに、子どもたちが安心して相談できる相談窓口を設置すること。

乳幼児保育について

18. 待機児童の解消や入所希望どおりの保育施設に入所できていない児童を解消すること。市・国・県の未利用地を活用し、公立保育所・社会福祉法人の保育施設を増やすこと。大規模・詰め込み保育を改善すること。公立保育所の民営化や廃止は中止すること。
19. ゼロ歳児～就学前のすべての子どもの給食費も含めた完全無償化をめざし、無料の対象を拡大すること。
20. 公立においては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」にもとづき、児童・保育士の比率を4・5歳児で25：1、3歳児で15：1の配置を行うこと。1歳児に関しても5：1の比率を早急に実現すること。民間に関しても実現するための支援を行うこと。
21. 全産業平均との格差がある保育士の待遇改善を進めること。
22. 民間施設職員給与改善補助を増額し、すべての保育士を対象にすること。保育士の待遇（民間・公立）について実態調査を行うこと。
23. 国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見直しによる手当の引き下げや保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成撤廃の動きに対して、国に対して見直しを求めるここと。
24. 監査に必要な専門的な知識と経験をもった正規職員を増員し、全施設に対し定期的な監査を行うこと。不適切な経営をしている法人に対し厳重に対処すること。処分を行う場合は、子ども・保護者・職員に不利益が出ないように万全の対策を講じること。
25. 保育園に看護師を配置して、感染症、アレルギー、病児、病後児保育に対応すること。
26. 公立保育所の施設や備品の改修・更新のための予算を大幅に増額すること。

学童保育について

27. 学童保育基準にもとづいて、開設時間、人員規模、面積、運営管理、保育内容の研修などを明確にすること。基準を条例に明記すること。
28. 児童館での学童保育への委託費を増やし、指導員・支援員の賃上げなど待遇を改善すること。
29. 大規模及び基準超過の学童保育を速やかに解消すること。学校内や地域福祉センターなど既存施設内の「学童保育コーナー」整備に偏重せず、児童館の新設を進めること。区のセンターとなる児童館は全区に配置すること。
30. 長期休暇中の給食をさらに進めること。学校調理室の活用や、給食提供者への支援を行うこと。
31. 障害者差別解消法に基づき、支援員の加配や施設の改善を進め、「自力来退館」「自力身辺処理」要件を見直すこと。

その他について

32. 旧優性保護法の被害を受けたすべて方の救済に神戸市として責任を持って取り組むこと。

環 境 局

気候危機打開・地球環境保全について

1. 2035 年までに、2013 年度比で温室効果ガスの排出を 75%から 80%削減する目標を神戸市として打ち出し、省エネルギーと再生可能エネルギーの実効性ある目標を立てること。
2. CO₂排出削減のカギをにぎる電力排出係数の削減を進めるため、関西電力に神鋼火力発電所からの買い取りを中止し、脱炭素への転換を求めるとともに、市民に対し脱炭素の電力会社と契約を呼びかけること。
3. 気候危機打開のために、世界の流れは石炭火力発電全廃です。神戸製鋼所の 4 基の石炭火力発電所は稼働停止すること。また、CO₂を多く排出する石炭燃料を使った発電はやめるように国に働きかけること。
4. 神戸製鋼所の進める石炭火力発電を延命させるアンモニア混焼は、窒素酸化物を大量に発生させる。アンモニア混焼事業は中止を求めるこ。
5. 神戸製鋼石炭火力発電所と神戸市が行っている二者の環境保全協定の透明化をはかるために、市民の参加を認め三者協定とすること。
6. 脱原発方針への転換を国に求めるとともに、関西電力に対して株主として働きかけること。国の老朽原発の運転延長方針に対し他都市とも連携し撤回を働きかけること。
7. 大気汚染を防止するため工場からの排出、車による排気ガス、ごみの焼却など、これまで以上の厳しい基準を設け、環境保全協定に温室効果ガスの削減目標を盛り込み、CO₂の削減に取り組むこと。
8. 光化学オキシダント及びPM2.5 の発生メカニズムの解明に注視すること。また、環境アセスメントの対象項目にPM2.5を加えることを国に求めるこ。
9. 市と事業者が結んでいる「環境保全協定」のインターネットでの公表にあたっては、企業の推進状況がわかりやすい公開方法にすること。協定対象は、規模基準を見直し広げること。
10. その他ガスにおけるフロン類の削減を強化すること。
11. 阪神高速道路の騒音、粉塵などの被害実態を系統的に調査し、対策を立てること。
12. 水質・土壤の汚染の調査を行うこと。特に工場から排出される排煙、排水への厳しい監視体制をとること。
13. アスベスト、P F A S、マイクロプラスチック、マイクロカプセルなど、身近にある有害物質への規制を強め、神戸市として化学物質対策を推進すること。

14. 温暖化による海水温の上昇などが瀬戸内海の生態系に重大な影響を与えていていることも考慮し、不要な埋立地の解消などによる、藻場・干潟など自然海浜の回復に取り組むこと。街路樹伐採ありきではなく地域の緑の保全に取り組むこと。河川やため池の保全を強化し、生物多様性と住環境改善をセットで進めること。

自然・再生可能エネルギーの普及について

15. 自然・再生可能エネルギーの普及が急がれる。市内で活用可能なポテンシャル実態調査を行い、地域に見合った再生可能エネルギーの利用をはかること。
16. 気候危機対応のため、断熱による省エネ住宅の普及を促進する補助制度を創設すること。エネルギー価格の高騰に伴う事業者の光熱費低減を図るため、省エネ設備導入補助をすること。
17. メガソーラーの建設は、生物多様性や自然環境、景観、防災上の問題が大きい。建設ができないよう現条例を改正し、規制を強化すること。
18. 神戸市の水素エネルギー構想は、他国にCO₂を埋設し、液化水素の移動にも新たなエネルギーが必要となる。同構想を中止し、研究・実証実験はやめること。

持続可能な地域循環型社会の構築について

19. 「実質ゼロ」と整合するプラスチックの削減目標にするべき。廃プラスチック対策を強化し、"焼却中心主義"から脱却し、ごみを出さないシステムの確立をめざすこと。
20. 拡大生産者責任を明確にし、他都市とも協力し抜本的な対策をとるように国に働きかけを強めること。包装材や食品トレーなどはプラスチック素材から環境に負荷を与えない素材に転換するよう企業に働きかけること。
21. 大型焼却炉（クリーンセンター）の建て替え計画を見直し、クリーンセンターを縮小すること。市民と自治体が連携した削減を進めるためにも、芦屋市からのごみ受け入れを中止すること。
22. 「近隣市との資源化処理施設の広域連携にむけた検討」は進めないこと。
23. ごみの削減目標を達成し、住民負担増になるごみの有料化はしないこと。
24. 「プラスチック資源循環法」の成立を踏まえ、プラスチックごみ削減目標を明確化し、製品プラスチックの分別回収を実施し、計画的に減量に取り組むこと。事業者に対して積極的に削減を求め、環境保全協定に目標値を設定すること。
25. 海洋プラスチックごみの実態調査を行うこと。マイクロプラスチックの環境への負荷は、人体にも影響を与えていることを広報し、プラごみゼロの神戸市を目指すこと。

26. 家電リサイクル法で収集料金や運搬料金などが消費者負担となっており、不法投棄が増えている。リサイクル料金を販売価格に組み入れることも含めて、家電リサイクル法の見直しを国に働きかけること。
27. 民有地内に産業廃棄物を不法に積み上げている業者に対し、是正させるとともに、従わないときは、会社名の公表と厳しい処分を行うこと。
28. 民間の中間処理場、最終処理場の建設にあたっては、建設後大きな問題になることが多い。地域住民に対しての説明を徹底し、その意見をよく聞くよう神戸市が求めるこ。
29. エネルギーを多く使用する飲料やタバコなどの夜間の自動販売機の規制とコンビニの深夜営業などを規制すること。
30. 住民の負担軽減のため、クリーンステーションの整備を積極的に進めること。カラス対策ネットの防護能力向上や、ゴミステーションBOXも無料配布にすること。

有機フッ素化合物・PFASについて

31. 明石川流域をはじめ河川、井戸などの有機フッ素化合物・PFASの高濃度の発生源を特定し、PFASの発生を抑止し除染すること。
32. 高濃度のPFASが検出された地域の農産物、地下水、土壌等の汚染状況の調査を行い、対策をとること。
33. PFASの影響について、心配する市民について健康調査を行うこと。
34. 国基準待ちにならず、国際基準に準拠した神戸市独自のPFAS規制基準を設け、事業者に働きかけること。

アスベスト等健康被害対策について

35. アスベストへの対策を強化するため体制を強めること。建築物の解体工事に当たっては、市の監視を強化しアスベストの飛散防止を徹底すること。
36. アスベストによる被害は、直接使用にとどまらず、間接的な飛散による被害も広がっている。阪神・淡路大震災で解体されたビルからのアスベストの飛散も考えられる。被害の実態調査と健康被害調査を行い、幅広く救済すること。
37. 大気汚染は引き続き公害となり被害を広げるおそれがある。小児ぜんそく医療費助成制度は復活すること。

経 濟 觀 光 局

中小企業振興に軸足を置いた神戸経済の振興について

1. 原材料・原油など物価高騰とコロナ禍の影響で売上げが落ちている中小業者に対し、倒産や廃業を食い止め、失業増を起こさせないために直ちに直接支援を行うこと。
2. 市内企業に対して悉皆調査を行い、現況を把握し、手立てを打つこと。
3. 消費税の引き下げ、インボイス制度の中止を国に求めること。
4. 「神戸市中小企業振興基本条例」を制定し、以下の具体的な施策を実施すること。
 - ① 市の役割を明確にして施策の継続性を維持すること。
 - ② 大資本の横暴な合理化や縮小から地域経済を守ること。
 - ③ 中小企業・小規模事業者への予算を大幅に増やし施策の柱に据えること。
 - ④ 新型コロナの経験を踏まえ域内生産・域内循環を進めること。
5. 地域経済振興の点からも、公契約条例を制定し、労務単価の適正化につとめること。
6. 中小業者の事業規模拡大、生産性向上、効率化および福利厚生にかかる設備投資に要する経費の一部を助成する「設備投資支援事業補助金」制度を創設すること。
7. ケミカルシューズはじめ地場産業の応援、育成と販路拡大を引き続き強めること。海外との競争にさらされている物品に対し支援を強めること。
8. 大型店の一方的な撤退によって、買い物難民が生まれている現状から、出店を届け出制から許可制へ戻すことも含め、大店立地法の改正を国に働きかけること。
9. 神戸市独自の中小業者向けの融資制度を復活すること。兵庫県信用保証協会の保証融資の責任共有制度は、元の10割保証に戻させること。ゼロゼロ融資の返済支援を国に求めるこ。
10. 雇用を守る観点からも企業の脱炭素化を進め、地域経済の活性化のために再生可能エネルギーの普及に力を尽くすこと。
11. 輸出入関連産業など国際情勢により影響をうける事業者の状況を機敏につかみ、必要な支援を的確に行うこと。

雇用の改善について

12. 中小企業への支援を抜本的に強化した上で、最低賃金時給を早期に1,500円以上に引き上げるよう国に働きかけること。また、中小業者に対しては、賃上げや正規化の直接支援や税の軽減など支援して実現できるようにすること。

13. 非正規ワーカーの状況について、調査し、低賃金・不安定雇用を改善するための支援制度などを考え、事業者に働きかけること。
14. 市内の全事業所に正規雇用を増やすよう働きかけること。
15. 労働者を使い捨てるような企業を認めない姿勢を示す条例を制定すること。相談窓口の常設や周知の徹底、誘致企業に対する離職率実態調査と公表など、実効性ある対策を盛り込むこと。
16. 高校生、大学生が労働基準法などを身につけるために、パンフを作成すること。就職活動開始前に説明会を市で開催すること。
17. 障がい者の雇用促進のため、大企業には法定雇用率等を遵守するよう強く求めるこ
18. ジェンダー平等の観点から非正規雇用の女性の正規化を進める施策を講じること。

市場・商店街・小売店舗・町工場の振興について

19. 中小企業の仕事おこしにも経済対策としても効果的である「住宅・店舗リフォーム助成制度」を創設すること。
20. 創業支援事業計画で市場・商店街に限らず個店の空き店舗も利用し、家賃や内装費補助などでとりわけ若者の創業支援、事業展開を応援すること。
21. 各市場・商店街に市職員が直接足を運んで関係者とともに対策を検討すること。
22. 東部市場の民間活力の導入は中止すること。

農林漁業振興について

23. 市として農家への支援策として価格保障・所得補償を行うこと。
24. 原油高や肥料・飼料高騰など物価高騰に苦しむ農業従事者への支援を行うこと。漁船燃油助成やハイブリッド化助成など漁業支援を行うこと。
25. 市内農林漁産物の域内生産と消費・循環を拡大する年次計画を立てて事業者と共に増産をはかること。有機栽培を拡充し、学校給食にも食育の観点とあわせて位置づけること。
26. 農業・漁業の担い手不足解消・世代継承を強化すること。青年就農給付金制度を利用しやすくし、若年層への働きかけを強化するなど農業・漁業に関わる多様な人々を支援すること。
27. 株式会社など民間営利企業の農業参入は絶対にやめさせること。
28. 不耕作地を減らすなど、イノシシやヌートリア、アライグマなど有害獣や外来植物を繁殖させない対策をとること。

29. 林業の振興に、地域密着の再生可能エネルギー事業化とも連動した計画をつくること。
30. 須磨海づり公園などで沖合の釣台の拡張を検討すること。指定管理ではなく市営で運営すること。
31. 旧農業公園の利用計画は、地域や農業者、関係団体等の声を聞きながら策定すること。
32. 農地でのソーラーシェアリング、小規模バイオマスの発電の普及など、脱炭素と結びついた農業・林業の振興を進めること。
33. 渇水・高温対策の強化を行い、「ため池」などの水管理を地元任せにせず対策を行うこと。

集客施設と観光の振興について

34. 大規模建て替えに偏重するM I C E 基本構想は中止すること。

建設局

防災・減災について

1. 民有地の崖や擁壁などについて、災害復旧や防災・減災を目的とした支援策をつくること。他都市で実施されている補助制度や無利子貸付制度等を創設すること。
2. 国や県とともに砂防事業等を促進し、がけ崩れや土砂災害被害を未然に防止すること。
3. 親水施設のある河川や氾濫の可能性がある河川は、階段の増設やパトロール強化、モニタリングカメラの増設など安全対策を進めること。
4. 防災・老朽化対策を進めるために、土木・建築技術者を計画的に増員し、現場の技術力の低下を防ぐこと。

広域幹線道路について

5. 大阪湾岸道路西伸部延伸事業は中止すること。
6. 新神戸トンネル南伸部(国道2号～港島トンネル)について事業化に向けた検討を中止すること。
7. 「神戸西バイパス等の整備を促進」は、わずか7分の短縮にしかならない。見直すこと。
8. 須磨多聞線(西須磨工区)は中止すること。交通安全対策あとまわしで、建設ありきの姿勢は改めること。
9. 国道43号線や、HAT神戸など一般道への海上コンテナなど大型車の流入を減少させること。ハーバーハイウェイの通行料を無料にすること。
10. 山麓バイパスの大型車両の料金を無料化して、山麓バイパスに誘導し、夢野白川線・市道山麓線の騒音、振動被害を解消すること。遮音壁の設置も検討すること。

道路整備・バリアフリーについて

11. 生活道路のひび割れ、波打ち歩道の改修、歩道の真ん中の電柱の撤去、段差解消など迅速に行うとともに、早急にユニバーサルデザイン化を進めること。
12. 市内の道路陥没を未然に防ぐための調査と対策を講じること。また、道路地下空間の利用にあたっては、防災の観点から検証・見直しを行うこと。
13. すべての鉄道駅に障がい者用の車の乗降スペースをつくること。さらに屋根付きのスペースとして充実すること。
14. 街路樹は、地域の声も聞き、撤去ありきをあらため計画的に新敷設・整備・管理するために予算を増やすこと。剪定は毎年を行い、近隣住民からの要望に迅速に対応すること。枝処分は自然エネルギーとして活用量を増やすこと。

15. 私道改修への補助率を高め、使いやすくすること。また、多くの住民が通行する私道については、所有者同意のもと、神戸市の責任で補修を行うこと。
16. 地元の要望に迅速に応じることができるよう、建設事務所の予算を増やすこと。公園や道路の補修などは、できる限り分離・分割発注をすること。
17. 駅の自転車駐輪場スペースを増やし、無料区画の拡大や、大学生への定期の学割をすること。地下駐輪場の設置に際しては、料金値上げを行わないこと。
18. 駐車場の使用料値上げは行わないこと。

公園について

19. 街区公園に健康器具や遊具、手洗い場の設置・整備・改修の予算を増やすこと。
20. 障がいを持つ子どもをはじめ、誰もが安心して遊べるインクルーシブ公園を増やすこと。
21. 公園管理は神戸市が責任を持って安全点検や清掃・樹木の剪定を定期的に行い、必要な改修にあたっては予算を増額して対応すること。
22. 市民公園制度を積極的に活用し、公園の少ない地域で整備を進めること。
23. 六甲山森林整備戦略などに、バイオマス・エネルギー活用の観点を持つこと。また、風力発電の可能性を検討すること。整備促進のための協議会等をつくること。
24. 王子動物園は今後も直営で経営すること。飼育員は正規雇用を基本とすること。再整備にあたっては動物福祉の観点から敷地を拡大すること。
25. 王子公園は、市民や利用者の声をよく聞き、補修やバリアフリー化を進めること。
26. 都市公園の Park-PFI による民間再整備はやめること。

下水道事業について

27. 物価高騰を踏まえ、下水道料金を引き下げるここと。
28. 下水道事業において、ウォーターPPPなどさらなる民間委託は導入しないこと。
29. 老朽管路の点検や改修・安全対策の予算を抜本的に増やすこと。
30. 雨水浸水対策基本方針にもとづき、必要な対応すること。
31. 強度の低い雨水管を耐圧性に改良し、浸水被害の再発を防止すること。
32. 私道・共有地下の下水道施設の改修補修助成を創設すること。
33. 下水道未整備地域を解消すること。

再開発・再整備について

1. 新神戸～三宮～ウォーターフロント一極集中の巨大再開発計画は中止すること。
2. 都市再生緊急整備地域をこれ以上広げず、「三宮駅周辺・臨海地域」を外すよう国に要請すること。
3. 王子公園・王子動物園の大学誘致ありきの再整備計画は撤回すること。

まちづくりについて

4. 神戸市都市空間向上計画を撤回し、新たに改定する都市計画マスタープランに加えないこと。マスタープランは、民間活力導入ありきの計画にしないこと。都心・三宮、駅周辺の再整備に偏重した都市計画を抜本的に見直すこと。駅から離れた地域の活性化計画をつくり、具体的な対策に取り組むこと。
5. 高層マンションの林立から住環境を守るため、高さや容積率及び住宅戸数の緩和でなく規制する条例を制定すること。景観条例も見直し実効あるものにすること。
6. 密集市街地の再開発は、住民の声を聞き、商店街や市場の活性化についても責任を負うこと。小規模公営住宅の建設や防災対策の取り組みを強化すること。
7. 住民が主人公のニュータウン対策の推進について
 - ① 駅前だけでなく駅から離れた地域の再整備や公共施設の配置・誘致を行うこと。
 - ② 建築住宅局と連携して、住宅・団地のリノベーションを支援すること。
 - ③ 「近隣センター」の商業施設の維持や機能を充実し、活性化させること。
 - ④ 会館・集会所は、地元任せではなく市が責任を持った運営・管理にすること。
 - ⑤ 住民とともにニュータウンごとの将来構想をつくり、まちづくりに取り組むこと。

交通政策について

8. 都市計画道路については、周辺住民の意見を丁寧に聞くとともに、反対の多い計画は撤回すること。
9. 交通政策の推進にあたっては市民の交通権を守るため交通局とも強く連携し、住民意見本位に進めること。2タッチデータ分析に偏重した「市バス配置基準」は廃止すること。
10. 市民の交通権を明記した交通基本条例の制定やコミュニティバスを新設すること。その際、まちづくりや地域の活性化、福祉対策なども含めて検討すること。
11. 原油価格高騰の影響を受けている公共交通事業者に対し、市民の移動手段である公共交通の運行継続を支援するため、奨励金を支給すること。

12. 西北神地域の市民の足を守るため、神戸電鉄をはじめ私鉄に敬老・福祉バスを使えるようにすること。神戸電鉄粟生線の存続に踏み込んだ支援策を検討すること。
13. 神鉄シーパスワンは住民支援の恒久的制度として援助を続け、購入可能回数を増やし、販売引換券発行費用は無料とすること。神戸電鉄の通学定期や通勤定期の助成を進めること。
14. 駅前バスロータリーから駅舎までの通路に屋根の設置を進めること。
15. 神戸新交通・三宮駅ホームの拡張工事計画を撤回すること。

新長田駅南再開発について

16. 再開発事業の検証について、商店主などの意見もよく聞き、問題点を解決し、活性化策を進めること。
17. 住宅・店舗入居者の共益費負担の軽減をまちづくり株式会社に対して申し入れること。また、費用の詳細を明らかにすること。

旧新都市整備事業(空港及び産業団地)等について

18. 神戸空港の起債償還や、管理収支の穴埋めなど新都市整備事業会計内の流用資金が返済されていない。土地が移管された港湾事業会計に速やかな返済を求める。
19. 新都市整備事業会計の残余金は、過去の開発団地の利益であり、開発団地のリノベーションに資する財源として活用すること。
20. 海上アクセス＝ベイシャトルの運航は中止すること。
21. 学園都市のユニバーサラザの貸館サービスを充実させること。
22. 西神戸ゴルフ場跡地の新産業団地は中止すること。

建築住宅局

市営住宅について

1. 市営住宅の約2割を占める空き住宅は、すぐに入居できるように改修するため予算を増額し、速やかに募集すること。
2. 戸数削減ありきの市営住宅マネジメント計画は撤回し、市営住宅を増やすこと。第三次計画は、戸数削減ありきではなく、エレベーター設置など必要な改修を行い、障がい者・高齢者対応住宅の増設、DV被害者対応住宅など必要な戸数を確保する計画とすること。
3. 第三次マネジメント計画対象住宅のうち未着手の住宅や、S56年以降の将来再編予定住宅1800戸の募集停止をやめ、一般募集にまわすこと。
4. エレベーターの設置や風呂釜設置など、市の責任で設置計画を策定し推進すること。設置費用や管理費の値上がりに対する軽減補助制度をつくること。
5. PFIなどによる市営住宅や厚生年金住宅の用地の切り売りは直ちにやめ、入居者本位の再整備や建て替えを進めること。
6. 災害公営住宅をはじめ市住入居者は年々高齢化しており、見守り体制を抜本的に強化し、コミュニティづくりを支援すること。
7. 市営住宅の家賃減免制度を拡充すること。入居基準となる政令月収の引き上げを国に強く求めるここと。
8. 市営住宅家賃滞納者に対して、早期の福祉的対応によって、裁判、追い出しにならないようすること。また、減免世帯については、減免家賃を継続すること。また、生活困難者に対しても実態に応じた福祉対策を協議すること。
9. 市営住宅の指定管理者に民間業者が参入し、家賃滞納者に対して強引な対応が増えている。また改修や樹木伐採、清掃対応など入居者に対するサービス低下が著しい。直営に戻すこと。
10. 市営住宅の解体・改修にあたっては、アスベスト対策を徹底すること。
11. 困難な問題をかかえる女性が市営住宅に円滑に入居できるよう、年齢制限をなくし、入居要件を緩和すること。

住まいに関する総合支援や耐震化の推進について

12. ニュータウンなど、老朽化する団地や住宅のリノベーションの支援を都市局と連携して進め、人口定着と移住を促進すること。
13. 大規模マンションが周辺の教育・子育て環境に配慮されずに建設されることがないように、規制強化すること。

14. 東南海・南海地震に備え、住まいの耐震化を促進するため、耐震診断は 1981 年以後に建設された住宅にも適用すること。耐震補強の助成制度をさらに充実するとともに、マンションも含め具体的に耐震補強が実現する施策をつくること。
15. 空き家対策の空き家リフォーム・子育て支援リノベーション・住宅リフォーム助成制度の対象を広げ、市内業者の意見も踏まえた制度とすること。
16. 地域コミュニティの活性化、ひきこもり対策の拠点としての空き家の有効な活用を進めること。
17. 若年・子育て層を定着させるため、住み替え・転居入居する若年世帯への家賃及び敷金の補助制度の充実をすること。
18. ひとり親家庭の民間住宅の家賃助成金や転居費用の引き上げを行うこと。
19. 高齢者の「バリアフリー住宅改修補助事業」をさらに使いやすい制度に改善し、申請は受付け時点で審査を行い、必要条件が揃っていれば即日受理し、許可を出すこと。
20. 高齢者に対する民間借上住宅の活用など民間賃貸住宅補助事業を拡充すること。
21. 建築基準法の改定に伴って公共建築物の民間検査機関による審査・検査が可能になったが、今後も、民間の機関に審査・検査を任せるのでなく、従来通り建築主事による審査・検査で対応すること。市の建築主事を増員しつつ、検査・審査体制の充実をはかること。
22. すまいるネットで働く人の数を増やすこと。

港 湾 局

減災防災対策について

1. 防潮堤、防波堤の強化などさらに高潮対策について強化すること。
2. 民間護岸についても公的支援をはじめ必要な対策をとること。

港湾労働者について

3. 神戸港で働いていた人のアスベスト被害について、専門医療機関の受診を進めるよう広報すること。また、区役所等に相談窓口をつくり、健康不安への解消をはかること。
4. 港湾労働者に対し、福利厚生港湾施設の使用料補助や軽減策を行うこと。
5. 港湾関連用地に、労働者が利用できる飲食や利便施設を誘致すること。古い施設の改修を推進し、女性トイレなど不足する施設を速やかに整備すること。

港湾事業について

6. 神戸港の将来構想を撤回すること。
7. 六甲アイランド南のコンテナバースの整備については、現状でも「凍結」の状況である。次期港湾計画からはずすこと。
8. アジア貨物にシフトしている現状を考慮し、国際コンテナ戦略港湾によるバースや航路の大水深化などは中止すること。
9. 神戸の地場産業を復興することで、創荷を進めること。
10. 引き上げられたハーバーハイウェイの料金をもとに戻すこと。
11. 「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」にもとづき、どの国の外国艦船も例外扱いせず、非核証明書の提出義務付けを堅持し、安全・安心・平和な港づくりにつとめること。また、非核「神戸方式」の世界への発信を強めること。

ウォーターフロント再開発について

12. ウォーターフロントの整備については抜本的に見直し、あらたな再開発・埋立ては中止すること。
13. 阪神高速の橋脚の大規模修繕のために京橋船溜まりを埋め立てる計画は中止すること。
14. みなと緑地PPPの推進をやめて、港湾緑地の公共性を維持すること。

神戸空港について

15. 神戸空港の「国際化」を口実に、本体施設・周辺整備も含めて多額の投資が進められているが、過大な需要予測に伴うものであり、中止すること。
16. 空港関連事業については、再整備を含め一般財源すなわち市税を一切投入しないこと。航空機燃料譲与税は、航空機騒音対策など、一般会計上の施策に使うこと。
17. 管理運営会社の収支、土地売却の行き詰まり、騒音や環境問題など、情報を広く公開すること。住民投票など市民の意見を聞き、廃止も含めて今後の在り方を検討すること。
18. 神戸空港建設の是非の議論の中で、市は経済効果が大きいとアピールしてきた。市は経済効果を算出し、空港についても決算値で公表すること。
19. 神戸空港に関する資料はすべて保存し、広く情報公開すること。
20. 神戸空港と三宮を結ぶ新地下鉄計画の検討は中止すること。
21. 航空機騒音の神戸市内での監視体制（常時・定時）を強化すること。

消 防 局

消防設備と人員確保、署所の整備について

1. 消防力の整備指針に沿う基準での充足を行うこと。特に人員・署所については年次計画を立てて進めること。
2. 消防車の5人乗車体制を実現すること。
3. 広大な区域を管轄する署所には、救急隊を複数配置するよう、計画的に増員・増隊して急増する救急需要に対応すること。
4. 県の高潮想定などで浸水の可能性の高い運南、栄町、水上、六甲アイランドなど消防署は移転も含め浸水対策を強化すること。
5. 計画的に消防署所の整備・改修を進め、感染症などの防止のため仮眠室の個室化や女性隊員に対応する施設の改修を進めること。
6. 耐震性防火水槽の設置計画の見直しにあたっては、水量不足地区を優先しつつ、さらなる細やかなメッシュで新たな計画を立て、引き続き増設すること。
7. 消防団員の確保と消防団の強化・活性化のため、定員増と施設整備・装備の充実を行うこと。
8. 消防自動車の通れない狭隘な道路には消防栓を増やすこと。

指導検査体制の強化について

9. 予防要員を増やし、防火管理体制や違反処理の徹底など、指導強化を行うこと。雑居ビル、老人福祉施設、脱法ハウスなどに対し、定期的あるいは抜き打ち的な査察を増やすこと。
10. 二方向避難が必要な施設について、義務化以前に建設された建築物、改築、新築、増築の予定がない建築物であっても、神戸市のすべての公共施設において、二方向の避難路が確保できるよう指導すること。特に福祉施設については、福祉局などと連携して助成制度をつくり早急に改善をはかるよう強く働きかけること。

市民の安全安心について

11. 救急業務の有料化は市民にとって有害無益である。有料化に反対すること。また、救急の通報の抑制になることはやめること。
12. ケアライン119は、要件を緩和すること。
13. 住宅用火災報知器設置の義務化の周知徹底を行うこと。高齢世帯や障がい者のいる世帯、低所得世帯など、災害弱者向けに購入助成制度をつくること。

14. 貸し出し用AEDの市内設置台数を増やし、未設置駅は直ちに解消させること。定期的な点検と交換・周知など施設の常駐職員への研修を支援すること。
15. AEDの適正配置に関するガイドラインに則り、計画的にAEDの設置を進めること。
16. 三田市との消防指令業務の共同運用のための協議書の締結が急がれているが、そのことによって救急隊などの負担が増える心配がある。実施は見直しをすること。

水道局

水道料金について

1. 水道料金を引き下げること。
2. 物価高騰の影響などで、市民全体が厳しい生活を強いられている。当面、基本料金を減免すること。
3. 母子家庭・障がい者世帯・高齢者世帯や、生活保護世帯など低所得者への水道料金の減免制度をつくること。また福祉施策として取り組むよう、福祉局に求めること。
4. 特別養護老人ホームなど福祉施設等の水道の使用料減免制度を元に戻すよう、福祉局と協議すること。他の老人福祉施設の減免制度を廃止にしないこと。
5. 水道料金滞納者については機械的に対応せず、面談して生活実態を丁寧に聞き、一方的な停水は行わないこと。
6. 阪神水道企業団の分布金、県営水道の受水単価の引き下げを引き続き働きかけること。
7. 阪神水道企業団贈収賄事件の真相解明を求めること。

公共水道事業の維持について

8. 大規模投資は見直し、老朽管路の点検や改修・安全対策の予算を抜本的に増やすこと。
9. 水道事業は民営化や広域化を行わず、基礎自治体の公営水道の役割を堅持すること。
10. 水道事業は憲法 25 条を具体化したものである。水道事業の独立採算制を強調する姿勢を改め、一般会計からの繰り入れを増やすとともに、十分な財源保障を国に求めること。
11. 水道事業に対する公的責任を後退させる職員削減は中止すること。
12. 自己水源の日常的な有効活用を進め、適切な維持管理につとめること。
13. 小水力発電など再生可能エネルギーの導入目標設定と利活用を促進すること。
14. 直結給水化助成制度を復活させること。安全な給水を行う立場から、目標を持って直結給水戸数を増やすこと。また、学校の直結給水化については教育委員会等と連携し、早急に完了すること。
15. 簡易水道から公共切替にあたって、公費で水道管布設するなど、市として支援を強化すること。
16. 地下水を利用する大規模事業者に対して応分負担を求めること。
17. 廃止された水の科学博物館の代替となる施設をつくること。

交 通 局

公共交通の維持・充実について

1. 市バスの運賃は、元の運賃に戻すこと。
2. 地下鉄の料金値上げを行わないこと。
3. 市バス・地下鉄の民営化や路線移譲をやめること。市バス営業所や地下鉄車掌業務を直営に戻すこと。
4. 不採算の路線であっても市民福祉とまちづくりの観点から、維持・拡充すること。原油価格高騰への緊急支援を含め、一般会計からの法定外繰り入れを増やすこと。
5. 市内のバス路線廃止・減便は従来の本数に戻すこと。再編計画を撤回すること。
6. 敬老バス・福祉バスの制度を無料に戻すこと。負担金の増額と制度の拡充を求めるここと。
7. 高校生の通学定期の拡充を求めるここと。また、小中学生のバス通学定期や山手線の定期を無料にすること。
8. 市内における自家用車やバス、鉄道などのあり方を検討し、総合的な交通政策をつくるよう都市局へ働きかけること。特に、バスの乗り入れ困難な地域や高齢化の進む地域住民の足の確保については行政の責任で具体的に検討すること。
9. バスと地下鉄の乗り継ぎ時の負担を軽減するために、割引率を拡大すること。乗り継ぎ時間を拡大すること。民間バスも利用できるよう働きかけること。
10. 公共交通の維持充実のため下記の項目を国に要求すること。
 - ① 公共交通機関への支援策強化や、バス・地下鉄などの補助金確保と増額をすること。
 - ② 設備の老朽化が進んでいる地下鉄既設線の改良工事などへ補助率を拡充すること。
 - ③ 自動車事業の車両購入や資本費に対する補助制度を拡充すること。
 - ④ 市バス不採算路線の運行に対する補助をすること。
 - ⑤ 高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化促進への補助を拡充すること。
 - ⑥ 痴漢は犯罪であるという意識の上に立ち、徹底した対策を行うこと。日常的に音声による啓発を行うこと。
11. 市外の精神障がい者に対し、市バスや市営地下鉄、ポートライナー等の運賃割引制度の対象とすること。

12. 交通局男性職員の育児休暇取得率が 43%にとどまっている。市長部局並みに引き上げる計画を立てること。
13. 割引制度は見直しを行わないこと。拡充すること。

自動車事業について

14. 交通局の職場環境の改善に徹底して取り組むこと。
15. 労働環境の改善、賃上げを行い、市バス運転士の人材を確保すること。
16. 住民の反対が多いバス路線の短絡・減便はやめて、要望が強い路線を復活すること。住民意見を第一に路線設定を行うこと。利用ニーズの把握については、区役所や福祉局などの他局や、福祉サービスや商業施設などの意見も参考にしながら、市民・地域とともに路線のあり方について検討すること。
17. 市バス近郊区運賃の引き下げと、通勤・通学定期の割引率を引き上げるなど、市内均一区間との料金格差を是正すること。
18. バス停のベンチ、ひさしの予算を増やし設置すること。老朽化については改善すること。道路が狭く困難な場合は、建設局と協議すること。
19. 視覚障がい者のためのバスの音声案内を改善・拡充すること。
20. バスの乗り継ぎは 30 分以内にすること。

高速鉄道事業について

21. 海岸線の乗客増対策について全庁的に協議し、リーディングプロジェクトにとどめず、沿線に住宅・産業政策の推進、公共施設建設など、地域の活性化につながる総合的な対策の推進を求めるここと。また、沿線企業に社員も含めた利用促進を求ること。
22. 海岸線の料金を値下げし、利用者増につなげること。
23. 地下鉄各駅に授乳室を設置すること。また、女子トイレの数を増やすこと。
24. 地下鉄ホームに安全柵（ホームドア・可動式ホーム柵）を早期に設置するとともに、ホーム両端の安全対策をすること。また、表示・標識など一層見やすくすること。西神山手線のワンマン化はしないこと。

教 育 委 員 会

学校教育について

1. 教育委員会の独立性を維持するために、教育に対する政治介入を許さず、憲法が保障する教育の自由、自主性を尊重すること。
2. 過度の競争と管理を改善し、子どもの個性や多様性をいかすとともに、どの子も包摂できる学校教育を進めること。全国一斉学力テストは中止すること。
3. 20人程度の少人数学級を小中学校で実施すること。神戸市の責任で教員増及び学校施設の整備と一緒にを行い、必要な財源を国に求めること。
4. 恒常的な教員の配置不足を解消し、教員を大幅に増員・加配すること。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充、養護教諭の複数配置、学校司書や事務職員の全校園配置など、正規教職員の配置で教育条件を整備すること。
5. 「給特法」の改正を国に求め、定額働き放題を改め、特別支援教育にかかる教員への不当な手当削減はやめること。
6. 教職員の多すぎる業務量を減らすため、職員の抜本増と合わせ、不要不急の業務の中止・中断、研修の見直し、評価制度を中止すること。メンタル・ヘルスケア体制を充実し、正規の産業医の配置を含め必要な人員を確保すること。
7. インクルーシブ教育を推進するために、特別支援学級の定数の改善と教員増を進めること。
8. いじめや感染症の影響など心のケアを必要としている児童・生徒の相談・対応体制を整備すること。学校内にとどまらず、不登校児童・生徒のため必要な居場所をつくること。
9. 不登校児童・生徒の保護者、家族の相談体制をつくること。
10. 多国籍、性的マイノリティ（L G B T Q）の子どもへの配慮を進めること。子どもの年齢・発達に即した、学年ごとの科学的な「包括的性教育」の実施、ジェンダー平等や、性と生殖に関する健康と権利について教職員や子どもたちの理解促進のため、研修や授業に取り入れること。
11. 市内どこでも市立幼稚園に通える条件を保障し、全園で3年保育を実施するとともに、「預かり保育」時間の延長と給食を提供する園を増やすこと。
12. 校則や制服の見直しを子どもの尊厳と権利の視点から引き続き進めること。
13. 熱中症対策の強化にあたっては、室温にあわせた空調施設の充実や、登下校や授業中の児童生徒の体調を最優先した柔軟な対応をすること。

14. 新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染症対策は、教室へのCO₂モニター、空気清浄機の公費設置や感染防止の備えとともに、登校できない児童生徒の教育を保障すること。
15. 拡大した高校の学区を元に戻すことを兵庫県に働きかけ、競争教育と遠距離通学の解消につとめること。兵庫県に県立高等学校統廃合の中止を求めるこ。
16. トライやるウィークは各学校で実施することを押し付けないとともに、自衛隊への体験学習は中止すること。制度の中止も含め見直しを検討すること。
17. 子ども版「防衛白書」の学校園への配布など、日本国憲法の理念と異なる特定の国への危機感をあおるような内容の持ち込みや、事実上の自衛隊への募集活動はさせないこと。
18. コベカツ実施にあたっては、子ども・保護者・教職員・受け皿となる民間団体・行政の合意を前提とし、期限を切った現部活の8月末廃止など機械的に進めないこと。地域移行する際は、教育的意義、位置づけを明確にすること。種目の地域・学校格差を生じないように、また、費用負担増や遠距離移動とならないよう予算・体制の裏付けを伴ったものとすること。

学校給食について

19. 学校給食を無償化すること。公費負担を増やし保護者負担の軽減、物価高騰に対応した学校給食の質の維持と向上につとめること。アレルギー、不登校等により学校給食の提供を受けていない児童生徒に対して給食支援給付金を給付すること。
20. 小学校給食は自校調理を堅持し、ドライ化改修を計画的に進めること。調理師は、正規職員で対応し、民間委託した小学校は直営に戻すこと。
21. 中学校給食は自校調理にし、温かくて安全な給食にすること。
22. 栄養教諭は市単独設置を含め小中全校に一人配置し、食育を推進すること。地産地消や有機食材の推進、アレルギー対応を充実すること。

学資支援について

23. 神戸市独自の給付型奨学金制度を拡充して復活させること。
24. 就学援助については助成額を増額し、市独自に支給対象と内容を拡充すること。
25. 制服や体操服・かばんの購入、学用品・教材費・修学旅行積立など学校納付金は無償にし、隠れ教育費の保護者負担をなくすこと。
26. 通学費助成の距離要件を撤廃し、必要な児童生徒の通学費を無償にすること。
27. 高校教育の無償化を進め、市立高校の入学金・授業料は所得によらず無償化すること。教科書と授業に不可欠なタブレットを無償化すること。

学校園の環境整備について

28. 幼稚園、小・中学校、高等学校が地域で果たしている役割や、児童生徒の通学に対する負担改善の観点も踏まえて、廃止・統廃合はやめ、計画的に学校を増やすこと。
29. 子どもの増加対策は、仮設校舎ではなく学校園の新設で対応すること。子どもの減少に対しては、教員数を維持して少人数学級などゆとりある教育の先導校にすること。
30. 学校園の施設の老朽化改修や備品の更新のための必要な予算を大幅に増額すること。段差の解消や必要な校舎へのエレベーターの増設などバリアフリーを進めること。
31. 学校の新築・改築にあたってはプールや給食室など必要な教育施設を必ず整備すること。災害や震災時の避難所としての役割を担う体育館などの空調整備を行うこと。
32. 学校園の増設で過密解消につとめること。全仮設校舎の早期解消プランをつくること。
33. 特別支援教育環境の維持向上のために、知的障がい児の定員オーバーの解消をめざし、神戸市の特別支援学校の整備計画を早急につくり整備を急ぐこと。
34. 学校体育館は、部分空調ではなく全面空調に改めること。
35. 生理に関する知識や理解を深める教育を進め、学校園のすべての女子トイレに生理用品を配備するなど、女性が過ごしやすい環境を整えること。
36. 柔軟剤、洗剤などの香りを伴う製品、抗菌・消臭成分などで健康被害にみまわれる化学物質過敏症の実態調査をおこない、学びの保障のための環境整備をすること。
37. 学校図書館が、ゆとりと学習・調査・研究ができる施設となるよう、司書を全校配置し、蔵書の拡充とスペースの拡大につとめるとともに、特別支援学校にも図書室を設置すること。
38. 外国人の子どもへの通訳をつけるなど教育条件を整備するとともに、夜間中学校に対する教材費等の補助を増額するなど支援を強めること。
39. こども家庭局とも協力し、桜の宮分校の教育環境を改善すること。安全を確保すること。

選挙管理委員会

1. 選挙の正当性・公正性を担保するためにも、管理・執行・啓発にかかる経費と選挙事務に従事する人員は十分に確保すること。
2. 選挙担当窓口の人員を確保すること。
3. エリアが広大な地域については地域の声を聞き、分割を検討するなど、すべての有権者が投票できるように投票所を増やすこと。
4. すべての投票所で車いすの人が投票できるよう、投票所周辺も含めてバリアフリー対策を講じること。
5. 18歳選挙権の啓発活動を強めること。
6. 期日前投票の利用が増えていることから、投票所入場券を速やかに有権者に届けるとともに、投票所の新設をはじめ待ち時間解消の工夫を行うこと。
7. 選挙公報が早期に有権者へ届くよう行政の責任で万全の態勢を取ること。安上りの民間任せや地域丸投げの配布体制を改めること。
8. 健康上の問題等で投票所に行けない有権者のために、選挙管理委員会が立会人と一緒に、投票箱を持って車に乗り、施設や自宅など要望がある場所に行くことで投票ができる「巡回投票」の導入を検討すること。

— 各 区 要 望 —

東灘区

交通対策

1. 2025年4月から減便、廃止された市バス37、35、33系統などを元に戻すこと。
2. 住吉台・渦森台から乗り換えなしで甲南病院を回り阪急御影へいたるバス路線をつくること。
3. 大幅に減便された市バス39系統を元のダイヤに戻すとともに、始発を早めること。
4. 御影山手6丁目の住民意見をよく聞き、市バスの運行や乗り合いタクシーなど、住民の足を確保すること。東灘区役所方面に行く路線をつくること。
5. 敬老バス・福祉バスへの予算増を関係局に求めることとあわせ、みなと観光バスへの運用を事業者と相談すること。
6. 六甲ライナーの料金を引き下げる。また、通勤・通学定期代の割引率をさらに引き上げること。
7. 高齢化が進んでいる六甲アイランド島内を巡回するコミュニティバスを創設すること。
8. 甲南山手駅のホームに安全柵（ホームドア・可動式ホーム柵）をつけるようJRに申し入れること。
9. 住吉川沿いから渦森台にいたる道路の劣化が進んでいる。改修を進めること。

児童・学童対策

10. 東灘区は、児童数が非常に多く、学ぶ環境が悪化している。プレハブ校舎を解消するためにも、マンション規制の検討をすること。
11. 子どもの数の多い児童館は、中学校区に一つという基準を見直し、複数つくること。
12. 児童館は十分な活動スペースが確保されず、事故も起きている。田中、本庄、御影においてはもう一か所隣につくること。本庄は、大日神社内に新たにつくったがスペースが狭いため見直すこと。
13. 渕が森小学校児童の通学の安全を確保するため、下校時間帯にも市バスを増便させるなど、必要な対策を講じること。
14. 長期休み中の学童保育での昼食提供が一定進んだが、小学校全校に広げること。

公園対策

15. 公園に高齢者向けの健康ベンチだけでなく、ツイスターやぶら下がり健康器など、健康遊具を設置すること。
16. 国道 43 号線以南の御影本町地域に公園の設置が従来から強く求められている。防災拠点となる公園をつくること。
17. J R 住吉駅東側と西側高架下のトンネルの照明の明度をあげること。

住環境対策

18. 東灘図書館は、開館前より長い列が出来ている。夏場は熱中症が起こる可能性もあり、学校の休みや土・日は開館を早くすること。また入口を開放するなど工夫すること。東灘図書館の駐輪スペースを広げること。
19. 多くの定住外国人がいる。丁寧な支援をし、ゴミ出しルールなども丁寧に説明をする。クリーンステーション案内板は多言語で表示すること。
20. 御影地域に手軽に利用できる集会所をつくること。財産区の会議室・集会所は料金が高い。新設か、あるいは利用料を補助すること。
21. 旧乾邸については、日常的に住民に公開し、利用できるようにすること。
22. 御影公会堂の地下 1 階スペースに「火垂るの墓」のような戦争の資料も展示すること。
23. 交番に人を配置することなく、誰もいない時間が多いため改善を求める。また六甲アイランドセンター駅周辺、魚崎南地域に交番を設置すること。
24. イノシシ、アライグマの被害が多発しており、山にフェンス柵をつけること。被害の電話窓口を夜 11 時頃まで受け付けること。見守りの警備回数を増やすこと。
25. 住吉南町パルテックの大気測定データを公表すること。排ガス中の大気汚染物質や悪臭などの検査結果を、市民すべてがわかる形で公表すること。
26. 国道 43 号線以南の地域では、住民はこれまで大気汚染・悪臭・水質汚泥など様々な環境問題で苦しめられてきた。この間も、新しい工場の立地などが進み、車両の増加を含め、住民は不安を抱えている。環境を改善するための総合的な手立てを講じること。
27. 甲南病院下のバス道沿いで起こった土砂崩れに関しては、民有地であることを理由に様子見することなく、行政として十分な対策を行うこと。
28. 高齢化が進む住吉台地域に地域福祉センターを設置すること。

29. 六甲アイランドではROKKO i PARKがオープンしたが、引き続き、住民からは医療機関の充実や本屋や区役所機能の設置の声が上がっている。ファッショントマートも活用しながら地域の活性化の議論は地域住民の声をよく聞きながら進めること。
30. 阪神電車は、高架下の店舗や家屋に対して、突如、期限を切って退去を求めている。市は、事業者の経営、住民生活を守る立場から阪神側と話し合い、一方的な対応を改めさせること。

土砂災害・高潮・津波対策

31. 東灘区には土砂災害警戒区域が多く存在する。災害が起こらないように対策を急ぐこと。避難所と指定しながら甲南大学の一部はその範囲に入っているため対策を進めること。
32. 東灘区には、堤外地にたくさんの事業所がある。2018年の台風21号では魚崎南町3丁目などの事業所が大きな被害を受けた。温暖化の影響も加味し、市の責任でハード面での高潮・津波対策を行うこと。
33. 阪神沿線以南においては、地震に伴う津波の被害が予測される。避難場所の設置と住民への周知を引き続き進めること。
34. フェニックスは、これまでダイオキシンの持ち込み、台風による内部の水の流出など問題になってきた。安全対策をさらに強めること。

1. 神戸製鋼の石炭火力発電所は年間 1000 万トンものCO₂を排出しており、地球温暖化防止に逆行するため以下の対応をすること。
 - ① 国の「2050 年に温室効果ガス排出ゼロ」とする目標にどのように対応するのか強力に指導すること。
 - ② 神戸市の環境保全協定で削減数値目標を具体的に示し、年次計画を立てること。
 - ③ 石炭火力発電のアンモニア混焼計画や、石炭火力発電所の稼働を中止し、自然・再生可能エネルギーへの転換をはかるることを指導すること。
 - ④ 神戸製鋼石炭火力発電所と神戸市で交わしている二者の環境保全協定は、住民団体も加え三者協定にすること。
 - ⑤ 石炭火力発電を延命させるアンモニア混焼は、窒素酸化物を大量に発生させる。窒素酸化物は、人体へ取り込まれると、呼吸器疾患へとつながる恐れがあり、光化学スモッグや酸性雨の原因とも言われており、自然への悪影響も懸念される。アンモニア混焼事業の中止を求めるこ
2. 神戸製鋼の自家発電用ボイラーは、老朽化しており、住民を不安におとし入れる事故が発生している。監視を強化するとともに、基準を超えることがあれば強力な指導を行うこと。
3. 2017 年 10 月、神戸製鋼灘浜の高炉が停止した。現在の環境保全協定は高炉の稼働を前提としている。高炉が停止した状態での現況調査を行い、この時点による新たな環境保全協定を結び直すこと。
4. 神戸製鋼がアルミや銅の製品の一部で、強度など検査証明のデータを書き換えて出荷しているなどの不正が明らかになった。その後不正はかなりの分野に広がり、長期に渡って組織ぐるみで行っていたことなどが明らかになった。神戸製鋼は 2006 年の大気汚染の環境基準を超える環境データの改ざんで社会的な糾弾を受け、謝罪を行い二度としないことを明らかにしたが、その後も不正を繰り返してきた。神戸市として、神戸製鋼の法令順守に欠けた姿勢を改めるよう強く迫ること。
5. 石炭火力発電所の送電に際して、電磁波などの健康被害を懸念する声が寄せられている。市として調査し、神戸製鋼と関西電力に対応を求ること。
6. 市バス 26 系統について拡充すること。
 - ① さらに始・終発時間を延ばし増便を行うこと。
 - ② 昭生病院と六甲ケーブルの間に（下りのみでも）バス停を増設すること。
 - ③ ベンチのない停留所に、ベンチを設置すること。
7. 市バス 103 系統を増便すること。
8. 2025 年 4 月から縮小された市バス 100 系統・103 系統は復活させること。

9. 岩屋地域へのバス路線の新設、延伸を行うこと。
10. 阪神西灘駅付近にスーパーや商店街を誘致すること。
11. 坂バスでも敬老バス・福祉バスを使えるようにすること。地域の足としても、摩耶ビューラインの活性化のためにも、坂バスの減便はやめること。
12. 伯母野山地域に市バスなどの公共交通網を整備し、「買い物難民」対策を講じること。
13. 旧鶴甲会館前の歩道橋、鶴甲南バス停の歩道橋のバリアフリー化を実現すること。
14. 鶴甲会館については、引き続きこうべ未来都市機構や市が運営・管理に責任を持つこと。
15. 鶴甲の県警宿舎跡地の活用について、近隣住民の意見を市として聞き生かすこと。
16. 六甲町2丁目4と3丁目9（風の郷公園の西側交差点）に横断歩道、または信号機を設置すること。
17. 水道筋6丁目交差点の信号を右折表示するものにすること。
18. 国道2号線琵琶町3丁目に視覚障がい者用信号を設置すること。
19. 廃止・統合された高羽・王子公園・琵琶町の各交番を元に戻し、地域の安全を確保すること。
20. 都賀川の安全対策を強め、避難階段を増やすこと。都賀川の川沿いは、夜に散歩すると街灯が無く危ない。街灯を設置すること。
21. 大雨の際の浸水対策として、側溝の整備やがけ崩れ対策を強化すること。
22. HAT神戸や借上住宅など復興住宅のコミュニティづくりや見守り体制を強化すること。
23. 再開発地域であるウェルブ六甲道の借上住宅については、市が買い取ること。
24. 桜ヶ丘市営住宅跡地は、地域住民の意見をよく聞き活用すること。
25. 桜ヶ丘地域は、宅地開発も進み、子育て世代が増えることが予想される。桜ヶ丘保育所の復活も含め保育所の増設をはかること。
26. 六甲病院の移転中止を医療法人若葉会に求めること。市として地域医療を守ること。
27. 水道筋をはじめ商店街・市場を守るため、大手スーパー進出を規制すること。
28. 摩耶ビューラインをはじめ六甲山・摩耶山の観光客誘致を進め、交通体系の充実につとめること。
29. 児童生徒からの要望が強い灘図書館に自習室を確保すること、広いスペース確保につとめること。

30. 成徳小学校、美野丘小学校、西灘小学校、西郷小学校は、プレハブ校舎が建つながで過密が問題となっている。過密解消へ対策を講じること。
31. 寿公園は、鷹匠中学校が部活などで活用しているため、未就学児童や小学生などは公園の活用を制限されている。鷹匠中学の運動場の拡張など、抜本的な対策を講じること。夜間の照度確保ため、街灯などを増設すること。
32. 箕岡通1丁目に隣接する山谷川では、台風などによる集中豪雨で、土砂崩れが起こっている。市として、住民の不安を解消するため、緊急の対策を行うこと。また、国に対し、斜面対策事業など本格的な対策を講じるように予算要望すること。
33. 新在家南地域の住民からは、津波避難の際、43号線があることへの不安が出ている。歩道橋や横断歩道の整備を行い、不安解消につとめること。
34. 国道43号線新在家・大石歩道橋へのエレベーター設置について、神戸市としてバリアフリー地域の設定を広げ、国に設置を要求すること。
35. 鶴甲団地や鶴甲4丁目など鶴甲地域のバス停はさびがひどいものなどがある。整備すること。
36. イノシシにたいする安全対策をとること。
37. 土砂災害警戒区域内にある鶴甲小学校、福住小学校、摩耶小学校、上野中学校、長峰中学校、鷹匠中学校、神戸大学工学部については、避難所の安全対策をとること。
38. 大土平町1丁目から2丁目に渡る大土ヶ平橋は、老朽化し、地域の方から「危ない」という声があがっている。改修など必要な措置を講じること。
39. 高羽・成徳小学校の給食の民間委託はやめること。
40. 瀬北通8丁目と9丁目にある「瀬北通」バス停の間に、信号を設置すること。
41. JR摩耶駅南・北側の横断歩道に信号の設置をすること。
42. 篠原台土砂災害の再発防止へ、国の直轄事業として砂防堰堤の建設が進められているが、市としても万全の対策をとること。
43. 高羽小学校給食室は、児童数の増加に伴い、本来の配食数を大きく上回る給食調理を行っている。このために、「クーラーが効かない」などの問題が起こっている。改善すること。
44. 美野丘小学校にプールをつくること。地域や卒業生から愛着のある円筒校舎は残しながら、老朽化している校舎や講堂などの整備と一体に行うこと。また、職員の更衣室が狭いなどの問題も解決すること。通称「美野丘橋」を整備し、雨があたらないようにすること。
45. 瀬区の市営住宅入居の倍率が高すぎる。市営住宅を計画に増やすこと。

46. 王子公園内への大学誘致方針は撤回し、王子公園・王子動物園の充実につとめること。
47. 王子公園内のプール、テニスコート・グラウンド・相撲場・の廃止はやめること。
48. 王子公園の防災拠点機能を維持すること。
49. 丸山公園の雨水排水機能を改善し、水たまりなどで利用者が困らないようにすること。
50. 篠原公園の老朽化した遊具を整備し、水飲み場の水はけを改善すること。

中　　央　　区

1. 大日商店街、中西市場、春日野道商店街、大安亭市場、二宮商店街、二宮センター街、三宮市場、生田東門商店街、サンキタ通商店街、三宮センイ商店街、元町高架通商店街（モトコー）、元町穴門商店街、宇治川商店街、メトロこうべ、神戸駅前商店街など、地域コミュニティの中核である商店街や市場の活性化のために、人の流れを取り戻す手立てを検討すること。
2. 神戸駅前や阪神春日野道駅前、神戸元町商店街、三宮センター街、大安亭市場など大きい人の流れのある所への自転車乗り入れ対策を、商店街連合会と協力して市民啓発にあたること。歩行者通路の確保のため、商店街関係者の意向を聞き、行政としてサポートすること。
3. 中央区にあったスーパーのトーホーが無くなつたことで買い物難民が地域で出ていることを把握し、今後の大型スーパー、ミニスーパー、コンビニなどの無秩序な進出や、身勝手な廃業・転出を規制するため、事業者に地域での社会的責任を果たすよう指導すること。また関西スーパーの撤退でH A T住民の買い物難民も出ている。安心して買い物ができ日常生活が送れるようにすること。
4. 三宮オーパ2（ダイエー）、阪急オアシスなど大型店舗にある駐輪場利用を利用者に啓発すること。
5. 三宮・元町周辺に自転車・バイクの駐輪場を増やすこと。また、令和8年4月より強化される自転車の罰則者を増やさないよう、自転車専用路線の新設、整備を行い、安全性を確保すること。エコな自転車の利用促進をはかること。
6. 「こうべまつり」や「ルミナリエ」など市が実施する大きなイベントの観光客が、元町商店街はじめ市内の広範囲に流れるよう工夫し、商店街の活性化につなげること。
7. 国内外の観光客が多い中央区を多様性に配慮した街にすること。（例=オールジェンダーのトイレの設置）、またスフィア基準に基づいた公衆トイレの数を増やすこと。特に女性用トイレの数を増やし、生理用品の設置など安心して市内を歩くことができるようすること。また、英語表記や中国語や韓国語など一定数の言語での案内板も設置すること。

交通アクセスに関して

8. ハーバーランド、JR神戸駅、元町駅界隈の南北線のアクセスを総合的に検討し、市バス路線を復活させること。また中央区役所に行きやすい路線を増やすこと。
9. 舟岡の南北交通について市民の声を聞き、増便などにつとめること。また、市バスが減便され、土日の昼間等混雑して乗れないときもある。便数など見直すこと。
10. JR神戸駅を起点に、新開地～湊川公園～県庁～加納町～三宮～栄町・海岸通り～JR神戸駅と周回、ポートアイランド内周回など高齢者が使いやすい新たなバス路線を開設すること。

11. 地下鉄大倉山駅東口、阪急花隈駅東口、ＪＲ・阪神元町駅ともに東口にエレベーターを早期に設置すること。
12. ポートライナーの通勤時の乗降客が多く、混雑しているが、三宮開発の工事に伴い、さらに混雑がひどくなっている。対策を強化すること。ポートアイランド内に住んでいる人は、ポートライナーで三宮に出てくるしか無く料金の引き下げを行うこと。
13. 三宮からポートアイランドへの往復のバス及びポートライナーの利用状況を調査し、大学生等の状況も把握し、混雑緩和のために実態に見合ったバスの運行を考えること。
14. 市バス・阪神バスのバス停に屋根とベンチを熱中症予防のためにも設置すること。
15. 福祉タクシーチケットを、高齢者でも使えるように改善すること。
16. 敬老・福祉バスを全路線バス、ＪＲや民営鉄道のどこでも使えるようにすること。
17. 中央区役所の駐車場が狭くて運転しにくい。一台ごとのスペースを広げること。また、夜間の駐車場が使用できるようにすること。

住環境対策について

18. 超高層ビルの無秩序な建設は、ビル風による風害や日照権の侵害など、地元住民の暮らしに影響を及ぼすとともに、山と海を観光資源とする神戸市の都市景観を著しく疎外している。先住者との協議や合意を得ないまま進める住宅密集地でのマンション建設に対して、防災の面からも市独自の新たな規制を検討すること。
19. 建設物の取り壊し、マンションの建築によって騒音、ほこりなどが問題となっている。解体・建設業者に対策の強化をさせること。
20. ＪＲ三ノ宮駅、ＪＲ神戸駅再整備工事について、通路が狭く、工事のための防壁など見通しが悪い箇所があり、市として、市民の交通・通行の安全を守るという立場で関係各所に伝達し、必要な対策を講じること。
21. H A T 神戸地域の子どもたちの成長に応じた環境の整備と学校施設の充実をさらに進めること。大型トラック、コンテナ、トレーラー等の通行は規制されているとはいえ、依然住民からの苦情は多い。子どもの交通事故や、排気ガスによる影響を防止するよう、関係機関と協議し、住民の不安解消につとめること。
22. 公営住宅入居者の高齢化が進んでいる中で自治会役員や民生委員など、住民組織が確立されない地域については、行政で高齢者生活実態の把握につとめ、積極的に居住者の不安解消につとめること。
23. 河川管理並びに土砂流出など、日常的に点検して住民の不安解消につとめること。

24. 早朝登山やラジオ体操など登山者・入山者の安全対策につとめること。
25. こうべ、中央、山の手小学校は校区が広くなっており、通学に繁華街を通ることもあり子どもたちの通学路の安全を確保すること。
26. 栄町通、海岸通地域に子どもたちが遊べる公園を設置すること。
27. 六甲山、諏訪山、再度山などの自然環境保護につとめること。
28. 高山植物やホタルなど、貴重な動植物の保護につとめるとともに、イノシシ対策など住民や登山者への安全対策に万全を期すこと。
29. ポートアイランド、HAT神戸、東川崎町など臨海地域住民の津波、高潮などの被害を防ぐため、南海トラフ地震など予測される今後の災害を想定して、臨海部の災害対策を再検討すること。
30. 中央区内全般に市民が日常的に安価で利用できる公的な会議室・集会所をつくること。
31. ポートアイランドに区役所の出張所をつくること。
32. 新設される雲中地域交流センター・旗塚児童館の屋根にソーラーシステムをつけること。また、運動場など地域の子どもが外でも遊べる環境を設けること。
33. でこぼこした道が多く、ベビーカーや車いすでの移動がしづらい。早急に修繕をすること。
34. 朝鮮学校生徒や学校に対する電車内や電話での嫌がらせ行為が相次いでいる。ヘイトクライムを防止するため、制定された神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例もいかし、子ども達が安心して通学勉強ができる、学校関係者が安心して指導できるように、必要な対策を講じること。
35. 神戸芸術センター、GLION ARENA KOBE 等の施設に高齢者・障がい者への配慮が少ないと思われる。手すり、スロープ、段差の解消、車椅子の常時設置など、調査・対策を講じること。

兵 庫 区

インナーシティ対策について

- 区内の歴史・文化について、地元でも取り組みがされている。その活動に対する支援を行うとともに、市としても兵庫運河ならびに「福原京」付近を中心に、歴史をいかしたまちづくりを進めること。
- 兵庫運河を活用した観光対策、環境対策をさらに検討し、街の活性化をはかること。
- ノエビアスタジアムでのイベント時の騒音等については、以前より近隣住宅からの苦情が出ている。最大限配慮するとともに、周辺住宅の防音対策に取り組むこと。またイベント後、周辺へのごみの放置などが問題となっている。対策を強化すること。
- ホームページにとどまらず、区南部地域に平和記念館を建設すること。津の道ウォーク参加者や観光客等にも広く戦跡案内をすること。
- 若年世帯・人口の呼び戻し策として、若年世帯向け民間賃貸住宅家賃補助制度を復活すること。現在行われている「親・子世帯の近居同居住み替え助成事業」は効果がでていない。要件緩和や内容の見直しで強化すること。

中小商工業者、市場・商店街対策について

- 市場・商店街では、空き店舗対策等が取り組まれているが、なかなか集客につながっていない。商店主、付近住民の意見をよく聞き、活性化策を検討すること。
- 中央市場西側跡地のイオンの営業により、周辺商店街への影響が出ている。さらに新型コロナの影響も大きい。市場商店街・個店への具体的な影響調査を行うとともに、商店街活性化策を強化すること。

バス路線について

- 市バス3系統、6系統、9系統、95系統、96系統は元に戻すこと。南北交通の改善のため、減便ではなく増便すること。地域住民の声を聞き、利用しやすい路線にすること。
- 7系統は日常的に菜の花ロードまで回すこと。
- 「みんなのバス」の本格運行については、神戸市の支援により、敬老・福祉バスの利用継続を行うこと。

まちづくり事業について

- 区役所の会議室は、住民が十分利用できるようにすること。Wi-Fiを整備すること。

12. 区民ホールは、住民の意見を聞き、活性化に役立つものにすること。また、南北交通の改善などで、どの地域の住民でも利用しやすいものにすること。
13. 西出地域のまちづくりに積極的に取り組むこと。
14. 西出町、東出町、本町の児童は、松原児童館利用となるが距離が離れている。入江地域に児童館をつくること。
15. 地域猫については、住民合意をもとに環境悪化等、問題が起こらないように指導援助すること。
16. 住吉橋は、階段や螺旋状のスロープが急勾配で歩道幅が狭い。車椅子、ベビーカー、自転車も通行し、高齢者の利用も多い。すれ違い時の接触によるトラブルも起こっている。橋の全面付け替えを検討すること。当面、隣接して歩行者専用の橋を設置すること。
17. 運南地域に、安価で利用しやすい文化施設をつくること。
18. 小山町地区内の道路に歩道柵を設置すること。
19. 兵庫区北部のイノシシ対策、アライグマ対策を強化すること。
20. 兵庫区文化センターは、投票所となっているが、歩道橋のスロープも傾斜がきつく、車いすでは利用できない。バリアフリー化すること。また、投票所は、誰でも行けるよう変更すること。
21. JR和田岬線は、廃止すれば商店街等への多大な影響が懸念される。廃止ではなく、街の活性化に資するよう、昼間の運行や観光にも利用できるような方策をJRに要望すること。
22. 旧平野小学校跡地は、公園・地域福祉センター移設が検討されているが、残りの土地は民間売却しないこと。神戸祇園小学校の過密化をさらに悪化させる住宅誘致はしないこと。
23. 鶴越筋福寿院までのハイキングコースの街灯管理を市が行うこと。
24. 兵庫区北部のがけ崩れ土砂災害対策を強め、その内容について住民に十分説明すること。合わせて、避難対策を住民と協議し、十分な避難所を設置すること。
25. 学校の統廃合により、避難所が遠くなっている。それぞれの地域に安全な避難所を設置すること。
26. 夢野白川線、山麓線のコンテナ車流入については、引き続き料金の引き下げ・無料化などで山麓バイパスへの誘導を強化すること。
27. 鶴越交差点は、北上する車両が多く横断歩道が危険である。警察と連携し、安全策を講じること。
28. 鶴越交差点前の丸亀製麺・サンクスに、車両侵入時、歩道を通るため、歩行者が危険である。通り抜けの車両も多いため対策を講じること。

29. 広域避難場所である湊川公園への誘導サイン等が少ない。新開地方面から湊川公園への誘導サインを増設すること。
30. 五位の池線の西行き房王寺バス停が東に移動したため、横断歩道から遠くなり、バス乗降客の乱横断が続発している。バス停を元に戻すこと。

駐輪対策など

31. 放置自転車対策を拡充すること。特に、海岸線駅入り口周辺などに放置自転車が広がる傾向がある。不法駐輪の撤去だけでなく、駐輪場を拡張するなどの対策を強めること。
32. 市街地に子ども達がボール遊びのできるような小公園を整備すること。当面、区北部の空き地を調査し、計画的に整備すること。

長 田 区

1. 乗り換えなしで使いやすいバス路線を市民の声を聞きつくること。特に、丸山地域から新長田に直接行ける市バスを運行すること。また、2号線を通る81系統を復活させること。また、地域の要望を聞き、区内循環バス（コミュニティバス）を走らせ、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめユニークデザインの交通網をつくること。
2. 2号線の西行きの湊川大橋と湊川西詰の信号機の赤表示を西詰が先に黄・赤になるように設定すること。
3. JR鷹取駅南側について、JRと協力し、時計の設置や、四季折々の花壇などを設置すること。
4. JR新長田駅前広場の再整備計画については、パブリックコメント後にも、懇談会等を行い、市民の意見を取り入れて行うこと。
5. 区北部や山麓部での土砂災害対策を強化すること。また、私有地においても防災対策費、災害後においても復旧費を支援すること。
6. 暴力団の抗争に市民が巻き込まれないように暴力団事務所等を撤去すること。
7. 地場産業であるケミカルシューズや鉄鋼など、若手育成や販路拡大などを積極的に進め、地場産業としての雇用を増やすこと。
8. 市民に親しまれ、健康づくりに役立つ、高取山や六甲縦走路、獅子ヶ池など長田の自然を整備すること。
9. 人口減少や空き家対策のために、若者・子育て世帯の家賃補助制度を行うこと。また、商店の少ない地域において、空き家・空き店舗を利用した商店（街）づくりを支援すること。
10. JR新長田駅の快速停車や東口の復活を進めること。
11. 障がい者が居住し、坂道での転倒などを防ぐため、私道においても手すりなど公費で設置すること。
12. 駒ヶ林4丁目の高松線に横断歩道と信号を設置すること。
13. 腕塚町7・大橋町7に横断歩道と信号を設置すること。
14. 海岸線・駒ヶ林駅南出入り口にエレベーターを設置すること。
15. 上沢駅北側の西出口にエレベーターを設置すること。
16. 長田公民館を日曜および祝日も開館すること。

17. 市営住宅の集会所の和式トイレを洋式に変更すること。
18. 中国四川省成都市武侯区は、三国志の聖地、女性靴の生産地、四川大震災の被災地であり、長田区と共に通点も多い。成都市武侯区との交流を強化するため、交流協定を結ぶこと。
19. 中央水環境センター西部処理場の工事を早期に完了させ、上部には住民がスポーツや憩える広場つくること。
20. 一昨年の兵庫・長田バス路線の再編の結果について明らかにするとともに、市バス3系統、4・40系統、13系統、17系統の便数を増やすこと。また、新長田一西市民病院の69系統を午前だけでなく、全日の路線に戻すこと。
21. 高速長田周辺にバイク置き場（90分無料等）を設置すること。
22. タンク筋のアスタ駐車場（久保5丁目）に入る南行き交差点に右折信号をつけること。（北行きが渋滞で右折できないことが多い）
23. 新長田駅南広場に時計を設置すること。
24. ふたば学舎の北側入口から自転車等が入れるように歩道の高さを調整すること。
25. 区内のバス停について、屋根・ベンチ・照明が設置できるところはすべてつけること。
26. 山麓線の桜の木伐採後の植え替えを早期に進めること。
27. 西山町近隣で検討されているコミュニティバスについて、実施できるように援助すること。
28. 阪神・淡路大震災の経験を若い世代に継承していくために、「語り部」の養成や企画を行うための助成制度をつくること。
29. 長田区文化センター大会議室のスクリーンについて、操作できるように改善すること。また、別館ピフレA会議室のバトン装置を修繕すること。
30. 大日寺前バス停（上下）に横断歩道を設置すること。
31. 6系統・93系統の房王子5丁目バス停と、長田小学校前バス停（東行き）に屋根・ベンチを設置すること。
32. 西市民病院の移転後の跡地については、30年後の新病院建設予定地にするため公園として残し、売却しないこと。
33. 新長田の「WALL GALLERY」に、震災の経験や継承・防災についての展示を行うこと。

交通問題

1. 神戸電鉄の料金は高過ぎる。引き下げのため神戸市がさらに支援を行うこと。シーパスワンは恒久的な施策として行うこと。神戸電鉄に敬老・福祉バスを適用すること。
2. 神戸電鉄でシーパスワンと敬老優待乗車証を使う場合、谷上駅で乗り換える際、駅改札を出て入りなおさなければならない。利便性をよくするため、駅ホームに乗り継ぎの機械を設置すること。
3. 高校通学定期代に対する支援は、市内在住の全ての高校生を対象にして拡充すること。
4. バス近郊区運賃の料金を廃止し、市内均一区間との料金格差を是正すること。通勤・通学定期の割引率の引き上げなどを行うこと。
5. 市バス 87 系統は、妙法寺～星和台まで延伸すること。
6. 市バス 66 系統を西鈴蘭台駅まで延伸すること。貿易センタービル発の最終便は、しあわせの村や星和台南までとすること。
7. 市バス 65 系統・ひよどり台～神戸駅を増便すること。
8. 65・66 系統は、ひよどり台南町を回る路線を延長すること。朝の通勤通学時間帯は、ひよどり台南町からの直通便を新設すること。昼間時間帯も増便すること。
9. 120 系統は通勤・通学時間帯の増便をすること。朝の通勤・通学時間帯だけでも、ひよどり台南町からの直行便を運行すること。
10. 市バス 64 系統は、松ヶ枝を回るバスを増便すること。減便された便数を復活し、これ以上の減便はしないこと。
11. 民間に移譲されたバス路線の短絡・減便などは行わないようバス会社に申し入れるとともに、やむをえない場合、事前に関係する住民への説明を丁寧に行うことや、住民からの増便要望などを実現するよう申し入れること。
12. 民間バスの停留所に屋根をつけるよう要望すること。ベンチも可能なところは、設置するよう要望すること。市の補助を充実させ推進すること。
13. 有馬温泉～三宮間のバス路線については、すでに廃止した阪急バスや、2024 年 3 月末に 2 往復廃止した神姫バスに対して、復活するよう、市として強く申し入れること。
14. 鈴蘭台～神戸駅のバスの運行回数を増やすよう、バス会社に要望すること。
15. 谷上～しあわせの村のバス路線を土日だけでも、増便するよう阪急バスに求めること。

16. しあわせの村シャトルバスは、路線拡大や延長・増便すること。バス停表示をするなど利用者の利便性をよくすること。2時間に1本に減便された鈴蘭台駅からの路線は、元に戻すこと。
17. 阪急バス 150・158 系統の増便、終バスの延長を阪急バスに要請すること。市バス乗り継ぎ割引の適用ができるよう働きかけること。
18. 筑紫が丘～鈴蘭台駅行きバスの新設を、阪急バスに要請すること。
19. 筑紫が丘～山の街バス減便分の復活を、阪急バスに要請すること。
20. みなと観光バス（桜森町～三宮）に、敬老・福祉バスを適用すること。また、実現できるよう、みなと観光バスに強く働きかけること。
21. 高齢化の進む花山・大池・唐櫃台・広陵・筑紫が丘・小倉台・惣山町・若葉台・甲栄台山の街・南五葉・北五葉・君影・星和台・ひよどり台地域で、病院やショッピングセンター、役所を巡回するコミュニティバスを運行できるよう支援すること。
22. 高齢化の進む地域で、コミュニティバス実現のため地域が動き出した所に区役所の担当者が出向き、住民の要望をつかみ、その実現のために適切にアドバイスをすること。
23. 神戸北町にできた万代などの店舗へ入り込む車の安全対策を講ずること。

市営住宅

24. ひよどり台市営住宅、山の街市営住宅の廃止は行わないこと。ひよどり台・山の街住宅のエレベーター設置についてはバリアフリーになるよう設置すること。その他の住宅についても再編計画は、入居者の声を丁寧に聞き取り決定すること。真摯な対応をすること。
25. 市営住宅の建て替えや再編で移転する場合にも、高齢者や障がいのある方の引越し支援や、新住宅の要望など、入居者本位の要望が反映できるような仕組みをつくること。
26. 空き住戸は、改修やバリアフリー化を早め、募集にかけて、入りたい人が入れる市営住宅にすること。

子ども・教育

27. 子どもたちの選択肢を無くす、県立甲北高校・神戸北高校の統廃合はやめるよう兵庫県や県教委に計画中止を求めること。
28. 北区の公立幼稚園（やまびこ、山田、有野、からと、道場、八多、大沢、淡河好徳）の統廃合はやめること。
29. 八多小中学校の義務教育学校は、小規模校でのモデルと言われる。英語教育に特化した授業が行われているが、義務教育学校になって以降の取り組みについて、子どもたちや保護者、地域の方、教職員の声をよくつかみ検証すること。

公共施設

30. 新北文化センター建設に伴い新設される北図書館については、当初から蔵書数も増やすこと。またバリアフリーで、親子づれが気兼ねなく利用しやすい施設とするため、飲食などにも使用できるスペースを確保すること。
31. 北文化センター・すずらんホール、北神文化センター・ありまホールなどの利用料金を安くすること。
32. しあわせの村の会議室などの料金を安くすること。駐車料金の高齢者割引をつくること。
33. しあわせの村及び森林植物園の駐車料金を全体として引き下げるここと。
34. 西鈴蘭台駅前の改修が必要な駅前駐輪場2階部分を早急に改修すること。
35. 今後計画される西鈴蘭台駅前整備については、近隣住民や商店の意向をしっかりとくみとること。またその際には、住民が利用しやすい低料金の集会室やホールの設置、広場東側に車いすが通れるスロープの設置なども検討すること。
36. 北文化センターやすずらんホールなどのトイレは、女子トイレを増やし、和式から洋式へと改修を進めること。

地域医療

37. JCHO神戸中央病院については、放射線治療や産科診療の再開、小児科の充実が求められている。市として支援をさらに充実させること。また、病院を「統合、譲渡、閉鎖」させる統廃合計画に、市として反対の声をあげ、存続を求めるここと。
38. 済生会兵庫県病院と三田市民病院との統合について、三田市や済生会病院は、物価高騰で事業費が2倍へと値上がることなどを理由に、計画延期が検討されている。また、新病院が建設される予定の宅原は、交通アクセスもなく、「農地保全・環境保全に配慮するよう」市長意見も出されている。神戸市として、市民の声をくみ上げ、計画をゼロベースで見直すよう求めること。
39. 済生会兵庫県病院を現在の地に誘致した神戸市として、これまで通りすべての診療科を兼ね備えた北神地域の中核病院として役割を果たせるよう、さらに支援すること。

まちづくり

40. 山の街駅付近の民間宅地造成は土砂や濁水を何度も流し、事業が滞っている。工事再開にむけては、安全対策を万全に行い、隨時住民へは周知・説明を徹底すること。
41. 有野町有野で代執行される違法土砂への対応は、進捗を近隣住民に正確に伝えること。事業者へも真摯に対応するよう強く指導すること。

42. ひよどり台センターの商業地域の活性化については、エポック会議などで地元の声を丁寧に聞いて、住民の暮らしを守るために積極的な支援を行うこと。空き店舗への誘致を早期に行うこと。
43. 君影町や泉台はスーパーが撤退したままとなっている。住民の要求や実態を良くつかみ、店舗誘致のための支援をすること。
44. 神鉄道場南口駅に銀行のATMの設置をするよう働きかけること。
45. 筑紫が丘公園に防火水槽を整備すること。
46. 花山地域、藤原台エコール・リラに交番を設置するよう関係機関に働きかけること。
47. 古々山公園は、土入れなどで土壤整備すること。
48. 花山駅までの長い階段は、バリアフリー化し、誰もが安心して利用できるようにすること。また、駅階段下の道路から踏切までの道路幅が狭い歩道を整備すること。
49. 鈴蘭台幹線北区間の土地区画整理事業については、市民の財産にかかる問題である。幹線やまちづくりエリアにかかる住民だけでなく、広く近隣住民の意見も聞くこと。
50. 生野高原住宅に公共下水道を整備すること。また、住民合意が実現するよう尽力すること。

農業

51. 北区の耕作放棄地をなくすために、新規就農者、特に若い世代を養成するしくみや支援を充実すること。コメ不足は一過性とは限らない。市民の主食であるコメ生産農家に対する、市独自の価格保障、所得補償をつくること。農地の利活用については、地元との丁寧な協議で進めること。
52. 環境や景観を守り、災害を防ぐなど多面的な役割も担う北区の水田を守るため、あぜ道や用水路管理・土手の草刈りなど、農家支援のための人員配置をすること。
53. 農村地域で空き家が増えているが、田舎に住みたい人が空き家を賃貸や購入ができるよう、神戸市がさらに支援すること。

環境

54. 住宅地に近接する市所有の空き地は、一部の除草ではなく全面除草すること。
55. 公園の除草回数を増やすこと。また、砂場の砂は適宜追加すること。ふん害防止のネットなど、対策を講じること。
56. 長田箕谷線の星和台から岩山東トンネル手前までの側溝・歩道・法面の整備を年に2回は行うこと。鈴蘭台東町の法面についても定期的に見回り、除草・伐採を行うこと。
57. 山田町メガソーラー計画は、市長意見として「豊かな自然環境の喪失」「防災上の懸念」などが出されている。住環境の悪化や健康被害が起きていないかなど、市として点検・調査すること。近隣住民からの声を十分つかみ、問題があれば即時事業者に対し、対策を求めるここと。

須 磨 区

道路問題・交通安全について

- 須磨多聞線（西須磨工区）については、計画を中止すること。現在行われている工事を中止すること。南北の交通安全対策や中央幹線への大型車両・特殊車両の流入規制を優先すること。
- 神戸～三木線について、住民の合意を尊重して進めること。また、工事の進んでいない沿線や広畠橋以北の沿線について、通学児童や歩行者の安全をはかるため、段差等の改修など可能な対策を急いで進めること。
- 垂水妙法寺線と塩屋丸山線を結ぶ新道建設については、進捗状況を関係住民に公開し、住民合意を尊重した計画となるようにすること。
- 大手町バス停の西側すぐの交差点（勝福寺下）については、引き続き安全対策に万全を期すること。交通量が多く、子どもや高齢者の横断を心配する声も多い。点滅信号などの設置も含め、周辺住民の意見も反映しながら安全策を講じること。
- 西須磨郵便局南の中央幹線の横断歩道で待つ歩行者がドライバーから見えにくい。人身事故も起きており安全策を講じること。
- 横尾2丁目、3丁目の外周道路について歩行者の安全を確保するための歩道整備や街灯の設置について地域とともに検討すること。
- 北落合郵便局付近の交差点で2021年に死亡事故も起きている。ボタン式信号機を設置するなど歩行者が安心して歩行できるようにすること。
- 名谷中央交番前の交差点は音の出る信号にするとともに、名谷駅から交番間の道路南側歩道に街灯を増やすなど安全対策を行うこと。
- 妙法寺駅のエレベーターは、利用者の要望に応えた改修を進めるなど、地下鉄ホームの安全対策とバリアフリー化をさらに推進すること。
- 山陽電鉄須磨寺駅構内の踏切の安全対策を徹底し、安全確認のためにも必要な人員を駅に配置するよう山陽電鉄へ働きかけること。
- 山陽電鉄須磨寺駅東側の踏切について、車いすなどがスムーズに渡れるよう改善すること。
- 山陽電鉄須磨駅のバリアフリー化を山陽電車に強く働きかけること。
- 名谷駅前の駐輪場の北エリアの無料化が拡充されたが、引き続き利用動向を踏まえ無料駐輪場を増やすこと。妙法寺駅前の駐輪場を24時間利用とすること。

14. 名谷駅北のロータリー改修・上屋設置にあたっては、周辺住民や利用者の意見から出発し、歩行者の安全性と利便性を後退させないようにすること。
15. 中央幹線沿線の戸政町周辺において、大型車の通行や速度規制なども含め、騒音対策をとること。
16. 白川台バス終点北側など、押しボタン信号の横断時間が短く、高齢化する利用者の実態にあっていない。改善すること。
17. ニュータウン等の通学路（赤道）の修繕を行うこと。

バス路線について

18. 2026 年度実施予定のバス路線再編計画は撤回すること。通学定期無償化にともない混雑化している路線などについては増便すること。
19. 大手町の西行きバス停を設置し、利用者の利便をはかること。住民の意見を尊重し、バス停設置へ向けて協力すること。
20. 緑が丘を経由する路線バスを増便し、最終時刻を繰り下げる。
21. 板宿の北部地域や坂道の多い地域やバス空白地域への利便性向上や高齢者対策として、小型バスやコミュニティバスなどの運行を住民とともに検討し、交通空白地を解消すること。
22. 79 系統の東白川台団地循環バスについて、朝や夕・夜の時間帯へも拡大すること。
23. 75 系統（須磨駅～妙法寺駅）について
 - ① 区 75 系統（須磨区役所前などを経由する便）を廃止せず、1 時間に 1 便の運行へ改善すること。神姫バスへも乗り継ぎ割引を拡大すること。
 - ② 平日の 18 時以降の夜間（22 時以降も含め）、土日の朝の時間帯に増便し、通勤の利便性を高めること。
 - ③ 横尾2丁目・3丁目を経由する路線延長を検討すること。
24. 西須摩小学校や鷹取中学校が利用する一の谷～15 系統（名谷駅～垂水）を菅の台7丁目経由便を含め増便すること。
25. 15 系統（名谷駅～垂水）を菅の台7丁目経由便を含め増便すること。
26. 南須磨方面から板宿商店街方面へ直接行けるようバス路線を増便すること。
27. 高倉台から名谷駅への直通バス路線を検討すること。
28. 名谷駅から神戸医療センター敷地内へバスの乗り入れができるよう改善を働きかけること。神戸医療センター病院下の停留所に屋根を付けること。

29. 桜の杜について小型バスの運行を含めバス路線を検討すること。
30. 5系統（若草町～新長田駅）の朝7・8時台を増便すること。
31. 84系統（若草町～名谷駅）の清水台経由便について、早朝・夜間の増便をすること。
32. 125系統（若草町～妙法寺駅）について、6時台など早朝の増便をすること。
33. 83系統（名谷環状・白川中学校経由）の増便と朝夕時間帯の運行時間を拡大すること。
34. 10系統（新長田・板宿～須磨水族園）については、天井川で時間待ちも発生していることから、大田町2丁目にバス停を設けること。

地域振興・まちづくり関連について

35. 広く住民参加を保障しながら議論を積み上げ、須磨ニュータウン全体の将来構想やリニューアル計画について検討すること。
36. 名谷駅周辺だけでなく、駅から離れた地域についても公共施設・利便施設の配置誘致を行い、住宅・団地のリノベーションを支援し人口誘導策を抜本的に講じること。
37. 名谷南会館の管理運営については、市またはこうべ未来都市機構が直接管理運営し、ニュータウン対策の一貫として責任を持つこと。現金支払いにも対応すること。
38. おちあいプラザ・名谷北センター・高倉近隣センターの空き店舗に店舗を誘致し、機能を維持・充実するとともに、ATMの設置を要望すること。
39. 妙法寺駅周辺の小規模の貸会議室が不足している。横尾集会所の改善も含め、会議室の増設を検討すること。
40. 桜の杜地域に、小児科など診療所や公共・利便施設を誘致整備すること。
41. 東白川台内に、商業店舗など利便施設を誘致整備すること。
42. 須磨区北部・ニュータウン地域へ高齢者や障がい者施設を誘致すること。
43. 名谷こすもす幼稚園跡地に進出する高齢者向け施設については、近隣住民の意見を踏まえ、子育て世帯を含む多世代交流の場となるよう計画から整備後も含め神戸市が積極的に関与すること。
44. 神戸大学（名谷キャンパス）に計画されている高齢者向け施設については、近隣住民の意向も反映し、地域に開かれた場となるよう神戸市が関与を強めること。
45. 須磨海浜公園は市民のための公園である。公園内の施設を含め直営で運営するよう見直すこと。

46. 須磨浦公園の整備は Park-PFI 制度ではなく、住民や利用者の安全対策も含め意見集約から整備まで市が責任を持って直営で行うこと。一ノ谷プラザについては、土砂災害警戒区域内に設置されていることから、住民・利用者の意見を良く聞き、安全に避難できる避難所を兼ねた集会機能を近隣に維持すること。
47. 須磨区内に文化行事やコンサートなどが可能な、固定式座席のある音響設備の整ったホールを整備すること。
48. トーホーが撤退した須磨駅周辺、コープが撤退した南落合、コーヨーが撤退した高倉台に食料品が購入できるようスーパーマーケットの出店を働きかけること。

生活環境の改善について

49. 落合池周辺の再整備は、落合池の「かいぼり」も含め、良好な自然環境の回復・維持・向上につとめ、市民の憩いの場となるようにすること。開発当初から人の手の入っていない区域については、関係団体等とも連携しながら自然の植生を保護するよう取り組むこと。
50. 離宮公園、離宮道周辺について、黒姫松の並木を含め景観の保全につとめ、周辺地域における景観の保全などを最優先し、高層マンション等の建造物を規制すること。
51. 名谷公園の東屋の雨漏り修理、松尾公園の椅子テーブルの改修など、市民に身近な公園の改修と利便性の向上にとりくむこと。
52. 横尾2丁目北公園付近の道路へ街灯を設置すること。
53. 高齢化や立地なども踏まえ家庭ごみの戸別回収モデル区域をつくること。須磨区役所や北須磨支所など区内の住宅地近くの公共施設などで、資源ごみ回収拠点を増やし、品目も拡充すること。
54. 車・妙法寺地域など公共下水道未敷設地域の早期解消に向け調査・検討すること。都市ガス未敷設地域についても調査・検討し、改善策を講じること。

子育て・教育環境について

55. 引き続き不足が見込まれる北須磨地域をふくめ区内で認可保育所を増やすこと。幼稚園や小中学校を地域振興の中核に位置付け維持・発展させること。
56. 妙法寺小学校・だいち小学校の児童数増加への抜本的な対応策を検討すること。仮設暫定校舎は解消し、教室・運動場やプールなど必要な教育施設を校内に整備すること。
57. 松尾・神の谷・横尾小学校など小規模校での先導的に少人数学級を導入し、質の高いゆとりある教育環境をつくること。
58. 龍が台小学校など小規模校での統廃合・義務教育学校を進めないこと。
59. 北須磨文化センターの図書室を維持し、書籍の充実をはかるよう求めること。

60. 名谷図書館の蔵書を計画的に増やすこと。妙法寺駅前にも返却コーナーをつくること。

災害・防災訓練

61. 土砂災害危険箇所の多い須磨区において、日頃の防災意識を高めることを目的として、現在の土砂災害警戒区域・特別警戒区域の状況調査と診断、結果を住民に周知し、啓発につとめること。また避難や災害防止策など、地域の実情に応じた対応策を地元住民とともに検討し、取り組むこと。
62. 西須磨地域で避難所に指定されているのは「一ノ谷プラザ」と「西須磨小学校」しかなく、長期・多数の避難者の受け入れは困難である。西須磨警察署跡地に、高齢者施設や児童施設とともに避難所機能を備えた集会所などを設置すること。
63. 車・妙法寺地域の土砂災害危険区域の解消を進めること。特に、工事が中断している車大歳神社内の法面工事について、経緯を調査のうえ、崩落防止対策を講じること。
64. 妙法寺字満林、字樺原、字口ノ川の危険空き家の撤去について、一部実施が決まったが、さらに対策を進めること。

垂 水 区

垂水区を安心・安全に暮らせる街にするために

子ども

1. 公立も含む認可保育所を建設し、希望するすべての子どもたちを入所させること。
2. 学童保育施設・児童館の施設を拡充すること。
3. たるみ幼稚園を存続させること。3歳児から入園できるように改善すること。
4. 旧青陽西養護学校跡地に新設した第一学校給食センター周辺の交通安全に万全を尽くすこと。
5. 旧奥の池幼稚園跡地を売却せず、住民福祉の向上に役立てること。
6. 垂水学校給食共同調理場を廃止したが、7つの小学校がこれまで通り滞りなく給食を実施できるようにすること。

高齢者・福祉

7. 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設を増設すること。
8. 一人暮らしの高齢者・障がい者の見守りや、親身な支援体制の充実をはかること。

交通・市バス

9. 神陵台から垂水区の中心へ、乗りかえなしで行けるバス路線を新設すること。
10. 不採算であっても、住民からの強い要望がある路線は、増便を検討すること。
11. 市営北舞子第2・第3住宅付近（舞子台8丁目）市営住宅近辺にバス停を設置し、高齢者・障がい者のバス利用者の負担を軽減すること。
12. 本多聞の市バス垂水支所を営業所に戻し、バス路線の充実・確保、利便性の向上につとめ、区民の要望に応えること。どの地域であっても、特に障がい者・高齢者が移動困難に陥らないように、バス路線を整備すること。
13. 平均1時間に1本程度のダイヤになっている山陽バス48系統の路線の便数増につとめること。
14. 伊川谷高校と伊川谷北高校の統廃合で、朝霧一神陵台方面のバスが減便されるのではないかと心配する声が出ている。便数を確保し、住民の足を守ること。

交通・JR

15. JR垂水駅について

- ① 須磨区役所前などを経由する市バスの便を1時間に1便の運行へ改善すること。神姫バスへも乗り継ぎ割引を拡大すること。
- ② JR垂水駅のホームは島状の上、カーブしているため見通しが悪く、特に視覚障がいをもつ人には危険である。安全柵（ホームドア・可動式ホーム柵）を設置し、常時駅員を配置するようにJR西日本に働きかけを行うこと。
- ③ 東口にエレベーターを設置してほしいという声が多い、設置を働きかけること。

16. JR舞子駅とバス停との導線の円滑化対策

- ① バス乗り場の階段は、高齢者・障がい者の歩行に負担をかけない対策をたてること。
- ② 現在のJR舞子駅の1階と2階をつなぐエレベーターは利用しにくいので、利用者の声を聞いて付け替えること。
- ③ 駅前駐輪場傍で特に通勤の時間帯に常態化している、たばこの路上喫煙をやめさせるよう対策を講じること。

17. JR塩屋駅の駅員を常駐化するよう求めること。

18. 山陽電車に乗降客が安全に安心して利用できるように駅員を配置するよう求めること。

災害

19. 垂水区海岸部・JR沿線以南の津波・高波対策を具体化すること。

20. 垂水区には福田川、山田川、塩屋谷川の3本の川がある。近年の大型化する台風、豪雨災害などの影響、垂水北部の開発で、水かさがあがりの氾濫が危ぶまれる。安全対策を強化すること。

まちづくり

21. 山陽西舞子駅と路線沿いの安全対策について、関係機関に働きかけること。

- ① 駅員を配置すること。
- ② ホームの幅員が極めて狭い。乗降客の安全対策を行うこと。

22. 舞子陵（舞子墓園）について、トイレの管理が行き届いておらず、極めて汚い。清潔に保つこと。また、道路（特に下り坂）の安全のため改修すること。

23. コミュニティ活動の充実のため、高齢化が進む、神陵台、神和台、西舞子、東垂水地域などに、誰もが自由に制限なしに利用できる、低料金の集会所を建設すること。
24. 空き家が増えている。ネズミやイタチの住処になり衛生上問題であり、植木が伸び放題で車を傷つけることもある。定期的な調査を行い、管理責任を明確にすること。
25. 高尾ガードの拡張工事を、周辺住民から、歩行者が安全に通ることができるようにしてほしいという強い要望がある。歩行者専用の通路をつくること。
26. 塩屋地域の幹線道路は通学路でもあり、子どもたちの歩行が安全にできるよう対策を立てること。
27. 舞子東海浜緑地・アジュール舞子のホテル事業者による整備計画を撤回すること。

市営住宅

28. 旧市営住宅（旭が丘住宅・市営北舞子住宅 10 号棟・泉が丘住宅など）については解体後、安易に売却せず、市民が必要とする跡地利用を検討すること。
29. 本多聞 3 丁目市住（1～4 号棟）の廃止・住み替えを中止し、現在生活している住民が引き続き安心して暮らせるように計画を立て直すこと。
30. 閉鎖している市営西舞子第 2 住宅集会所を引き続き使用できるように手立てを取ること。
31. 須磨区と統合した市営住宅管理センターを再び垂水区内に整備すること。

学園南地区(舞多聞と東・西、小東台、小東山手)について

32. 舞多聞交通渋滞対策の協議を中断させず、地域住民の代表も含めて継続して行うこと。
33. 舞多聞小学校の過密化については、仮設校舎での対応ではなく、小学校の新設を検討すること。
34. 舞多聞地区の子どもの数が急増し、本多聞中学校の過密化が深刻になっている。小東台・小東山手地区に住む中学生は現在、多聞東中学校に通っているが、通学に大きな負担がかかっている。中学校を新設すること。

垂水駅前再開発について

35. 垂水図書館の移転後の空き室利用については、保健福祉部の機能を拡充する際に、保健所を設置するなど、住民意見を聞いて活用すること。
36. 高層タワーマンションの建設によるビル風の影響を区民に明らかにすること。

37. 再整備ビル周辺は建築物が密集している。火災・地震等の災害発生時の住民や歩行者の万全な安全対策の計画を市民に明らかにすること。
38. 神戸徳洲会病院に対して、患者の命と健康を守る健全な安全管理体制への強い指導を引き続き継続すること。カテーテル治療後の複数患者死亡事件の真相究明を引き続き行うこと。
39. レバンテ2番館地下駐車場の利用料金上限額（1000円）を復活すること。

文化・スポーツ

40. 平磯に体育館が新設・移転されたために、これまで体育室を利用していた利用者、特に高齢者が移転先まで行くことができない。例えば垂水駅界隈に分室を確保し、利用できるようにすること。
41. 垂水区内には会議や学習会など活用できる公共施設が足りない。新たに設置すること。
42. 新しく建設された垂水図書館に地下駐車場が設置されるにあたって、交通事故の危険を回避する措置をとること。
43. 神戸マラソンの際、沿線の住民は通れなくて困ることがある。周辺住民のことによく考えて、来年度のコースの見直し等も検討すること。
44. 日中友好の歴史ある移情閣は神戸市にとっても重要な文化財として評価し、市・垂水区としてアピールをすること。

西 区

1. 神戸電鉄粟生線は、西区の沿線住民にとっては欠くことのできない公共交通機関であり、現在の支援では根本的解決には至らない。沿線住民にとって安全で便利で使いやすいものとなるよう公共交通基本計画でしっかり位置づけること。また、鈴蘭台から押部谷間のスピードアップ、運賃の引き下げ、車両の更新、木幡駅、栄駅、押部谷駅前の自家用車停車場所を一定数確保すること。パークアンドライド導入の駐車場整備を急ぐこと。
 - ① 神戸電鉄にも敬老・福祉バスを適用すること。
 - ② 粟生線利用や病院への通院で高齢者が便利なように団地を循環する福祉バスをつくることなど取り組むこと。
 - ③ 神姫ゾーンバス 10 系統・桜が丘、秋葉台循環バスが運行中だが、一日 4 便では不足しており、増便の支援もすること。
 - ④ 三木街道を走る神姫バスの停留所が、片方の車道をふさぎ、交通渋滞を生むような位置に設置されている。歩道を確保して、昇降時に危険の無いよう関係機関が協力して改善すること（栄駅前など）。
2. 神戸電鉄粟生線について、活性化協議会などへもっと住民参加を広げ、国と兵庫県、神戸市や三木市、小野市、学識経験者がそれぞれの責任を明確にして国へ強く要望をあげて取り組むこと。神戸市総合交通計画に基づいて神戸電鉄粟生線沿線の活性化を具体化すること。
3. 小幡駅のトイレ改修を進めること。
4. グランドゴルフ等で高齢者や子ども達が遊ぶ公園の周辺に公共トイレの設置をすること（秋葉台公園）。
5. 桜が丘中町 4 丁目 1-1 (ほりはた歯科医院) から、4 丁目 9-8 (さいとう整形外科医院) 間の歩道への街路樹の根上がり、特に高齢者や車いす利用者、ベビーカー使用者の通行を妨げている。桜が丘小学校南側市道の通学路標識がある路面など、陥没、痛みがひどい箇所については早急に整備改修すること。
6. 神姫バスの運賃値上げで年金生活者は厳しい。昼間の便数が減り不便になっている。せめて 20 分間隔にすること。
7. 桜が丘団地が開発されて 50 年近く経過し、道路・歩道の劣化箇所が多く見られるので、抜本的改修をすること。

8. ダイオキシンの問題が起きた神出町には産業廃棄物最終処分場が多い。これ以上増やさないこと。同時に、処分場周辺への不法投棄も多いため、ドローンも利用し巡回パトロールを強化すること。水質検査や立ち入り検査の回数を増やすこと。
9. 明石川上流と伊川で検出された基準値を超えた有機フッ素化合物・P F A Sについて発生源を特定し規制すること。
10. 区役所移転に伴い、岩岡・神出地域から西神中央駅までのバスの便数を減らさず増やすこと。また西神中央からの最終バスの時間を延長すること、特に秋田方面周りの路線は廃止しないよう神姫バスに強く要請すること。
11. 西区には市民が気軽に利用できる公共の会場施設・場所が少ない。出張所ごとに既設の建築物の利用も含めて設置を検討すること。
12. 西神中央ホールのバリアフリー化を進め高齢者や障がい者が安心して利用できる施設にすること。
13. 学園都市（旧）U N I T Y（ユニティ）は地域への貸し会議室としての機能の継続と料金の値下げをすること。
14. 区内小学校の余裕教室を学童保育に開放すること。
15. 井吹東小学校、長坂小学校の子ども達が安心して保育を受けられるよう新たに児童館を建設すること。
16. 西神南ニュータウンの井吹の丘小学校の通学路に信号機を設置すること。
17. 西神南地域の井吹台北町4丁目西側、中学校新設用地に公園をつくること。
18. 西神南地域や西神中央周辺道路の白線が薄くなっているので塗りなおすこと。
19. 学園東町4丁目18西側付近の交差点の視界が悪いので、カーブミラーを設置すること。また、県道65号線学園東町から流通科学大学と交差する三叉路は坂になっており危険である。信号機を感知式でつけるよう関係機関に要請すること。
20. 西神南駅近くの三井住友銀行とみなし銀行の窓口を再開するよう働きかけること。また、神戸電鉄緑が丘駅前の三井住友銀行のA T Mコーナーを再開するよう要請すること。
21. 月が丘は神戸市が開発した団地である。郵便局（A T M）とかかりつけ医となる開業医（内科医・歯科医など）を誘致すること。

22. 西神5号線沿いの南側歩道には、自転車通行区分帯を設けること。
23. バス路線について、西神ニュータウンを東西で分離するのではなく、住民の交流のために乗り換えをしなくとも相互に行けるよう、路線・ダイヤの変更をするよう交通局に働きかけること。
24. 幹線道路・神戸三木線の西盛口交差点は拡幅など改良工事が進められている。地域の協力も得ながら早期に完成させること。
25. 岩岡出張所は施設利用者のためバリアフリー化が必要である。2階調理室を利用できるようにすること。大沢にある災害復興公営住宅の入居者は障がい者多く、車いす利用者も増えている。障がい者や高齢者のためにも、早急にエレベーターを設置すること。（外付けも検討を）
26. 西区内の各連絡所の集会施設が行政施設という名目で事実上、一般市民が利用できなくなっている。集会施設が少ない地域が圧倒的であり、特例で一般市民に開放すること。
27. 地域福祉センターには常時利用していないところもある。また、集会所利用への制約が多く利用しづらいとの声がある。定期的でない一般市民がもっと自発的・自主に利用できるよう改善・指導すること。
28. 県道平荘・大久保線の「ヒラキ」西側道路の整備が行われ、交通量が大幅に増えているため、渋滞があり福吉台から右折に時間がかかる。福吉台入り口に横断歩道、信号機を設置するよう、関係機関に働きかけること。
29. 伊川谷駅への明石神戸宝塚線（16号線）に自転車道を設けること。
30. 有瀬池上線の池上中央公園、大津和のバス停にベンチと屋根を設置すること。
31. 国道175号線の田中団地北の信号と田中団地入り口を結ぶ、宮下全域を通過する道路が、周辺からの通り抜け道路として利用されており、特に宮下3丁目と2丁目境の交差点で近年事故が多発している。安全策を検討すること。
32. 明石川の堤防、遊歩道には雑木など繁茂しており、水の流れの障害にもなりかねない。22年度は左岸の浚渫や伐採は一定されたが、右岸がまだである。県と協調して適切に維持・管理すること。
33. 玉津町今津、西河原の雨水幹線建設は、住民の要望に応え、内水の排水ポンプ設置も雨水路建設と一体に行うところまで前進したことは、評価できる。今津エリアでの工事を進め、災害発生を未然に防ぐよう事業を進めること。ポンプ場予定地に事業の進捗状況が分かるよう案内を設置すること。

34. 神出町北交差点から稻美町へ通じる県道 65 号線は、制限時速が 50 キロであるにもかかわらず、大型車が制限以上の速度で通行するため、振動がひどく道路の傷みも早い。また、周辺住民の農地利用にも危険が伴うため制限速度を 40 キロ以下に下げるよう関係機関に強く要望すること。
35. 175 号線の神出山田自転車道の終点辺りの市有地は、雑木などが繁茂している。フェンスも壊れかけている。整備すること。
36. JA 兵庫六甲玉津支所から南東に曲がるカーブは直角でかつ急傾斜でベビーカーが押しづらいなど歩道が危険な状況となっている。道に面した事業所との境界線の確定と、歩道の幅を確保して安全対策を行うこと。
37. 地下鉄各駅に障がい者の乗降スペースがあるが、屋根が降車部分のみで濡れてしまう。車イスで濡れずに改札まで行けるようわずか数メートルの距離だが、屋根をつけるよう交通局と建設局で協議すること。
38. 西区の公立幼稚園（太山寺、櫨谷、おしんべ、平野、神出）の統廃合はやめること。
39. 農家の後継ぎ・新規就農者が農業を続けられるよう、支援制度の拡充を行い生産者米価の価格保障・所得補償を国に求めること。
40. ため池だけでなく、農場・あぜ道の補修や草取りなどの維持管理への支援を強化すること。
41. 高津橋のミニストップ前に横断歩道を設置すること。
42. 西区文化センター 1 階の食堂を再開し、和式トイレは洋式トイレに改修整備すること。

発行　日本共産党神戸市会議員団

〒650-0001　　神戸市中央区加納町 6-5-1

神戸市会内

電話 078-322-5847 FAX 078-322-6165

ホームページ <http://www.jcp-kobe.com>